

賣
春
に
關
す
る
法
令

勞働省婦人少年局

No. 6

は し が き

賣春問題は深刻な社会問題として世の関心を高めつつあり、各方面からこれに対する何等かの措置が強く要望されておりますので、この問題解決の推進に寄与される万々のため参考資料として内外の賣春に関する諸法令をここに集録しました。

なお資料作成に当つては、左の資料を参考にしました。

- 一 法務府法制意見第四局編「売春及び人身売買関係主要国立法例（その一）」
- 二 法務府人権擁護局発行「人権擁護月報」第一号
- 三 法務府検務局編「売春取締関係資料集」
- 四 法務府検務局編「婦人及び児童の売買禁止に関する国際條約集」
- 五 国家警察本部刑事部防犯課調査資料

一九五二年 六月

労働省婦人少年局

売春に関する法令 目次

一 国内の売春に関する法令

(一) 売春関係の法律

(一九四七年勅令九号。刑法。民法。労働基準法。職業安定法。
児童福祉法。性病予防法。風俗営業取締法。警察官等職務執
行法。軽犯罪法。)

(二) 売春取締条例

又、取締条例一覽

二 外国の売春に関する立法例

- (一) アメリカ合衆国法典
- (二) ニューヨーク州刑法
- (三) カリフォルニア州刑法
- (四) フランス刑法
- (五) 改正前のフランス刑法
- (六) 現行ドイツ刑法典

- (七) 一九三七年ドイツ刑法草案
- (八) 一九三〇年ドイツ刑法草案
- (九) イタリア刑法典
- (一〇) スイス連邦統一新刑法

三、売春に関する国際条約

附 録

売春に関する統計

- 一 年次別の全国売いん関係検挙数
(一九四八年〜一九五一年)
- 二 全国売いん検挙状況
(一九五一年一月〜十二月)
- 三 都道府県別の地方条例による売いん検挙数
(一九五二年一月、二月)

一、国内の売春に関する法令

(一) 売春関係の法律

イ 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令

昭和二十二年一月十五日勅令第九号

(売淫をさせた者の罪)

才一条 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(売淫を内容とする契約をさせた者の罪)

才二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者はこれを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(未遂罪)

才三条 前二条の未遂罪はこれを罰する。

(註) 法律才百三十七号(昭和二十七年五月七日)「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府関係諸命令の措置に關する法律」により、昭和二十七年四月二十八日、日本が独立した以後も引続き有効となつてゐる。

口 刑 法

才百七十四条 公然猥褻の行為をしたる者は六月以下の懲役若しくは五百円以下の罰

金又は拘留若しくは科料に処す

才百八十一条 営利の目的を以て洋行の常習若しくは婦女を勧誘して賣淫せしめたる者は三年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処す

才二百三十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加う可きことを以て脅迫し又は暴行を用ひ人として義務若しくは権利を行わしめ又は行ふ可き權利を妨害したる者は三年以下の懲役に処す(後略)

才二百三十五条 営利、猥褻又は結婚の目的を以て人を略取又は誘拐したる者は一年以上十年以下の懲役に処す

才二百三十七条 前三条の罪を犯したる者を幫助する目的を以て被拐取者又は被売者を收受若しくは蔵匿し又は隠避せしめたるものは三年以上五年以下の懲役に処す

営利又は猥褻の目的を以て被拐取者又は被売者を收受したる者は六月以上七年以下の懲役に処す

才二百三十八条 本章の未遂罪は之を罰す

ハ 民 法

才九十条 公の秩序又は善良の風俗に及する事項を目的とする法律行為は無効とす

ニ 労働基準法

(強制労働の禁止)

才五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他の精神又は身体の自由を不当に拘束する手

段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

才六条 何人も、法律に基いて許される場合の外業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(適用事業の範囲)

才八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。(一)号—十三号略)

十四 旅館、料理店、飲食店、持客業又は娯楽場の事業

(前借金相殺の禁止)

才十七条 使用者は、前借金その他の労働することとを条件とする前借金の債権と賃金を相殺してはならない。

才五十七条 使用者は、満十八才に満たない者について、その年令を証明する戸籍証明書で事業場に備え付けなければならない。

(危険有害業務の就業制限)

才六十三条 一項省略

又、使用者は満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他の有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取扱う業務若しくは

いんぷい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を飛散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他の安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

(女子年少者労働基準規則) 才十三条 才五十六号十特殊の遊興的接客業における業務)

才百十九条、才六条、才四十八条、才五十六条又は才六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

木 取業安定法

(有料取業紹介事業)

才三十二条 何人も、有料の取業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演芸その他の特別の技術を必要とする者の取業をあっ旋することを目的とする取業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

2、労働大臣が、前項の許可をなすには、予め許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央取業安定審議会に諮問しなければならない。

3、営利取業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、才四章の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が中央取業安定審議会に諮問の上、定めらるる五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

4、前項の者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反することによつて損害を

受けたる者、前項の保証金からその保証を受ける権利を有する。

5 実費取業紹介事業又は営利取業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が、中央取業安定審議会に諮問の上、物価庁長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

6 実費取業紹介事業又は営利取業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央取業安定審議会に諮問の上、物価庁長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義をも、実費その他の手数料又は報酬を受け得ない。

7 才一項の許可の有効期間は一年とする。

8 才一項の許可の申請手續その他有料の取業紹介事業（同じ必要な事項は、命令で、これを定める。）

（無料取業紹介事業）

才三十三条 無料の取業紹介事業を行おうとする者は、才三十三条の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

又、労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央取業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に対し許可をなす場合には、この限りでない。

3 才一項の許可の有効期間は、二年とする。

4 才一項の許可の申請手續その他無料の取業紹介事業に関し、必要事項は命令

でこれを定める。

（兼業の禁止）

才三十三条の四 料理店業、飲食店業、旅館業、石物商、質屋業、貸金業、その他これらに類する営業を行う者は、取業紹介事業を行うことができない。

才六十三条 左の名号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十円以上三万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて取業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、取業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

才六十四条 左の名号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 才三十二条才一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働

大臣の許可を受けず有料の取業紹介事業を行つた者

二 才三十三条才一項の規定に違反した者

三 才三十六条又は才三十七条才一項の規定に違反した者

才六十五条 左の名号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

二、才三十二条才六項の規定に違反した者

五、才三十三条の四の規定に違反した者

九、虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、取業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

児童福祉法

才三十四条 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

(一) 五省略

六、児童に淫行をさせる行為

七、前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引渡す行為及び当該引渡行為のなす虞があるの情を知つて、他人に児童を引渡す行為

八、成人及び児童の爲の正当な取業紹介の機関以外の者が営利を目的として、児童の養育をおつ旋する行為

九、児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

(後 略)

禁止行為違反の罪

才六十条 才三十四条才一項才六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金に処する。

二、才三十四条才一項才一号から才五号まで若しくは才七号から才九号まで又は同条才二項の規定に違反した者、これを一年以下の懲役又は一千万円以下の罰金に処する。

三、児童を使用する者は児童の年令を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免かれることができない。但し、過失のないときはこの限りでない。

性病予防法

才十一条 都道府県知事は、正当な理由により売淫常習の疑ひ著しい者に対して、性病にかかつていないかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該要員に健康診断をさせることができる。

才十五条 都道府県知事は、必要があるとき、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受け又は受けさせるべきことを命ずることができる。

又、都道府県知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対しその患者の病気が伝染する虞がなくなる

まで病院又は診療所に入院し、若しくは入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることとする。

才三項省略

才二十二条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、当該要員をして、患者又は性病にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の住所若しくは居所又はその従業する場所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

才二十六条 伝染の虞がある性病にかかっている者が、売淫をしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

才二十七条 売淫のあつた、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をする者につきその者が伝染の虞がある性病にかかっていることを知つていたときは、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

又、売淫のあつた、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかっていることを過失によつて知らなかったときも、また同様である。

才三十二条 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

四 才十一条の規定による命令に違反した者又は同条若しくは才十二条の規定による健康診断を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

夕 風俗営業取締法

(定 義)

才一条 この法律で風俗営業と曰、左の各号の一に該当する営業をいう。

一 待合、料理店、カフェーその他の客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二 キヤバレー、ダンスホールその他の設備を設けて客にダンスをさせる営業

三 玉突き場、まあぢやん屋その他の設備を設けて客に射撃心をさせる虞のある遊技をさせる営業

(営業の許可)

才二条 前条の営業を営もうとする者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ)の許可を受けなければならない。

又、前項の許可を受けた者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

(条例の制定)

才三条 都道府県は、条例により、風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要を制限を

定めることができる。

才四条 公安委員会、風俗業を営む者（以下営業者と言う。）又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に關し、法令又は前条の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するため必要な処分をすることができる。

才七条 才二条才一項の規定に違反し、又は才四条の規定による公安委員会の処分に違反した者は、これを三ヶ月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

又、才三条の規定に基く都道府県の条例に違反し、又は前条の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み若しくは忌避した者は、これを三千元以下の罰金に処する。才二条才二項の規定に違反して屈出をなさず、又は虚偽の屈出をした者は、これを千円以下の罰金に処する。

警察官等職務執行法

才六条 才二項、興業場、旅館、料理屋、駅その他の多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公用時間中において警察官等が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立入ることを要求した場合においては、正当の理由なくしてこれを拒むことができる。

又 軽犯罪法

才一条（罪）左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

（一—三号省略）

四、生計の途が乏しいのに働く能力がありながら取業に就く意思を有せず、目下一定の住居を持たないもので諸方をうつついたもの。

二十、公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でし、いむその他身体の一部をみだりに露出した者。

二十八、他人の道路に立ちふさがつて、若しくはその周辺に群がつて立ち退くことをせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方で他人につまづきをつた者。

(二) 売買取締条例

／ 取締条例一覽 (1952. 6 現在)

県条例

県 名	条 例 の 件 名	制定年月日	番 号	取締事項	受理件数
宮 城	売いん等の取締に関する条例	1948. 7. 6	条例 第41号	1. 2. 3. 4. 5. 6	1948. 1951 4442
新 潟	新浮粟売いん等処罰に関する条例	1948. 10. 26	〃 第25号	1. 2. 4. 5. 6	1948. 1951 992
東 京	売春等取締条例	1948. 5. 31	〃 第58号	1. 2. 3. 4. 5	1949. 1951 133273
群 馬	売いん等取締条例	1949. 8. 23	〃 第37号	1. 2. 4. 5. 6	1949. 1951 15
広 島	売いん等取締条例	1950. 8. 14	〃 第48号	3. 4. 5. 6	1950. 1951 3822
石 井	売春等取締条例	1951. 1. 10	〃 第2号	1. 3. 4. 5. 6	1951. 1951 180
枥 木	売春等取締条例	1951. 3. 20	〃 第11号	3. 4. 5	1951. 2
岐 阜	売春等取締条例	1951. 10. 18	〃 第46号	1. 2. 3. 4	
福 岡	福岡県風紀取締条例	1952. 1. 10	〃 第3号	3. 4. 5	

市 条 例

市 名	条 例 の 件 名	制定年月日	番 号	取締事項	受理件数
府 府	街頭における売春等の取締条例	1949. 8. 20	条例 第31号	3. 4. 5	1949. 1951 532
大 阪	街頭等における売春等取締条例	1950. 12. 1	〃 第68号	3. 4	1951. 1951 229

秋 田	横浜市風紀取締条例	1950. 12. 4	〃 第46号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 510
庄 戸	庄戸市風紀取締条例	1951. 10. 1	〃 第43号	3. 4. 5	1950. 1951 855
甲 府	甲府市風紀保安条例	1950. 12. 28	〃 第47号		1951. 48
豊 田	街頭等における売春等取締条例	1951. 1. 25	〃 第40号	3. 4	1951. 1951 99
札 幌	札幌市風紀取締条例	1951. 2. 18	〃 第1号	3. 4. 5	1951. 214
奈 良	御路等における売春等取締条例	1951. 2. 14	〃 第2号	3. 4	1951. 29
神 戸	売いん等取締条例	1951. 5. 28	〃 第41号	3. 4. 5	1951. 1951 664
徳 島	徳島市風紀取締条例	1951. 6. 3		3. 4. 5	1951. 68
伊 豆	伊豆市風紀取締条例	1951. 7. 4	〃 第188号	3. 4	
小 倉	小倉市風紀取締条例	1951. 7. 16	〃 第28号	1. 2. 3. 4. 5	1951. 98 30
清 水	清水市風紀取締条例	1951. 9. 2	〃 第47号	3. 4. 5	
富 士	富士市風紀保安条例	1951. 9. 4	〃 第17号	3. 4	1951. 2
西 宮	売いん等取締条例	1951. 9. 29	〃 第43号	1. 3. 4. 5. 6	
西 宮	西宮市風紀取締条例	1951. 10. 26	〃 第34号	3. 4. 5	
塩 浜	道路等における売春等取締条例	1951. 11. 23	〃 第61号	3. 4. 5	
小 樽	小樽市風紀取締条例	1951. 12. 1	〃 第55号	3. 4. 5	
釧 路	風紀取締条例	1951. 12. 8		3. 4	
横 須 賀	風紀取締条例	1951. 12. 21	〃 第36号	1. 3. 4. 5	1951. 1951 335
大 宮	大宮市風紀取締条例			1. 3. 4. 5. 6	1950. 1951 235

町条例

町名	条例名	件数	制定年月日	番号	市庁事項	受領件数
河内町	人権保障条例	1	1950.9.7	条例第8号	1.2.3.4.5.6	1950~1951.5.6
(河内) 大和	人権保障条例	1	1950.9.10		1.2.3.4.5.6	1950~1951.5.1
(河内) 香取寺	香取寺条例	1	1950.11.1	市第1号	1.2.4.5	
(河内) 蘆屋	蘆屋町風紀取締条例	1	1951.2.6	市第61号	1.3	1951.2.8~2.9
(河内) 川西	街路等における交通安全維持条例の取締条例	1	1951.2.28	市第2号	3.4	
(河内) 比治山	千歳風紀取締り条例	1	1951.6.21		3.4.5	1951.7.1
(河内) 野井沢	野井沢町香取寺取締条例	1	1951.7.1	市第16号	1.2.3.4.5	
(河内) 大津	大津町風紀取締条例	1	1951.11.15	市第69号	1.3.4.5.6	

村条例

村名	条例名	件数	制定年月日	番号	取締事項	受領件数
(河内) 端岡	香取寺取締条例	1	1951.1.1	条例第8号	1.2.4.5	
(河内) 和泉	和泉村風紀取締条例	1	1951.10.23	市第88号	3.4.5	
(河内) 中野	中野村風紀並に大津町取締条例	1			要例	

註

(1) 取締事項の数字は次の内容についてのものであることを示す。行務 4. 香取寺の、故の、目的で行う直接関係の審判、見張、援助及び取締の事務の行務 5. 場所の提供、6. 特殊関係、(親族業務雇用率)と利用して香取寺させる行務

(2)

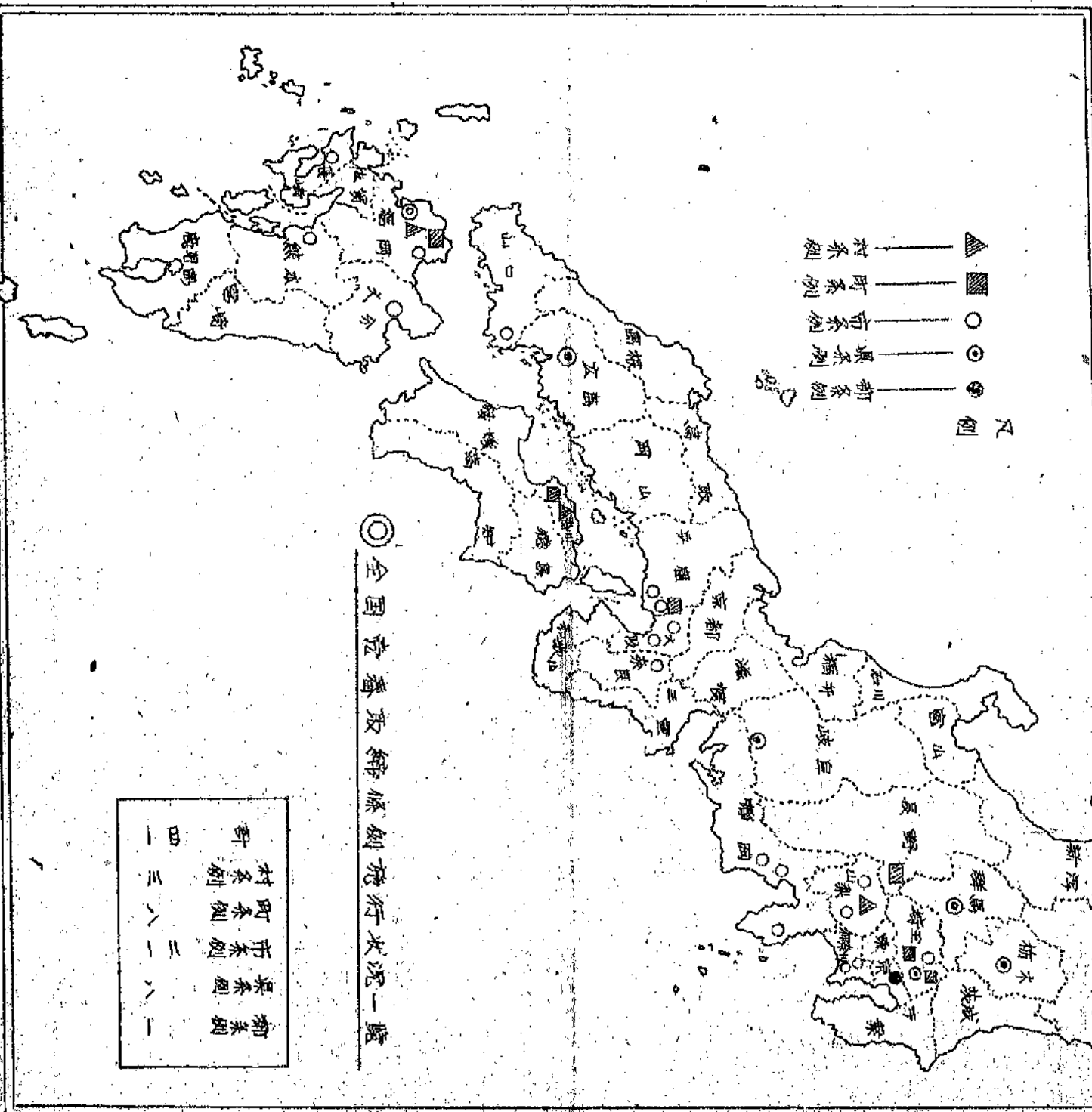
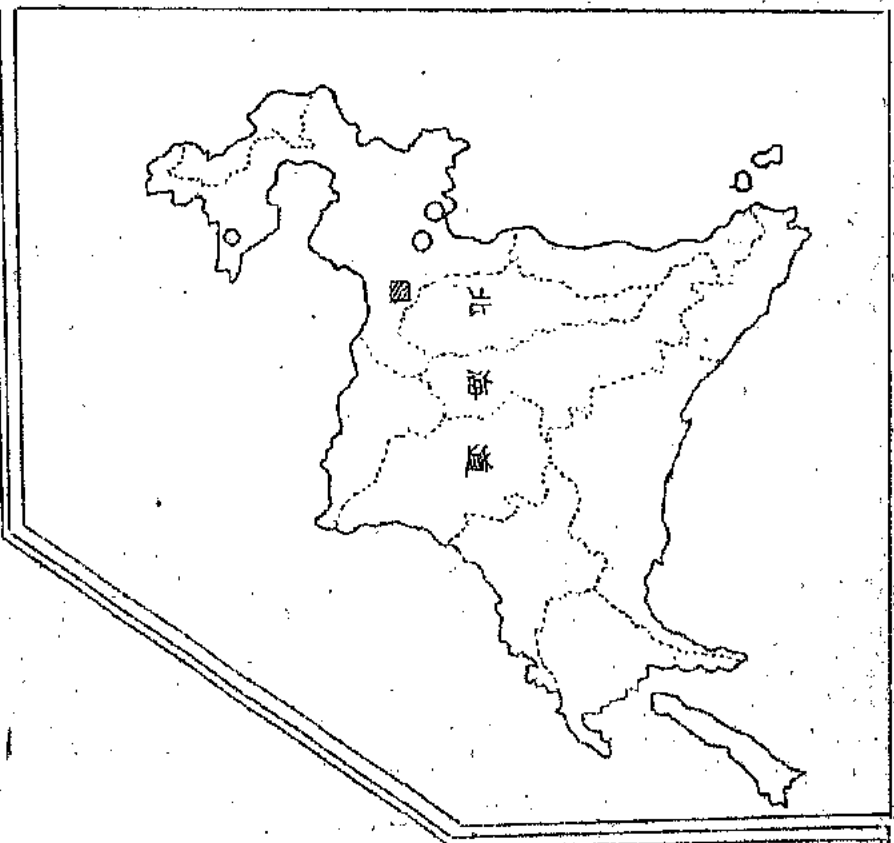
性文類似行務とも取締りしているもの

折本県条例、山形県条例、新潟県条例、伊東市条例、清水市条例、焼津市条例、大田市条例、塩中市条例、相模市条例、田宮市条例、奈良市条例

(3)

外国人に対する香取のみを処罰するもの

埼玉県条例、大田市条例



◎ 全国定着人口総数施行状況一覽

都系例	市系例	町系例	村系例
一	二	三	四

第二 取締條例

一 売春等取締條例

(昭和二十四、五三一東京都條例第五八号
同二五、一、二二八同第九四号一部改正)

第一條 この條例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することという。

第二條 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千元以下の罰金若しくは拘留に処する。

又、道路その他公の場所において、売春の目的をもつて、立ちどまつたり、うろついたり、他人の身邊につきまといたりして相手方を誘つた者は、三千元以下の罰金又は拘留に処する。

第三條 常習として売春をした者は、六月以下の懲役又は一千元以下の罰金に処する。

第四條 売春をさしめるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき、若しくは男子を誘つて売春婦と性交することを勧める客引きをした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六條 第三條又は第四條の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

横浜市風紀取締條例 (昭和二十六、一〇、一)
横浜市條例第四八号)

(目的)

第一條、この條例は、売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風紀を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條、この條例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することといい、道路とは、道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)による道路をいう。

(売春の禁止)

第三條、売春をした者、売春の約束をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として売春をした者は四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(本人の勧誘行為の禁止)

第四條、売春の目的をもつて自ら勧誘したり又は自ら道路その他公共の場所において売

春を勧誘する目的をもつて、立ちどまつたり、うろついたり、他人の身辺につきまどつたり、その他これに類する行為をした者は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(第三者の勧誘行為の禁止)

第五條、売春の周旋する目的を以て勧誘したり、又は道路その他公共の場所において売春の周旋をする目的をもつて立ちどまつたり、うろついたり、他人の身辺につきまどつたり、その他これに類する行為をした者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

第六條、情を知つて売春のための場所を提供し、又は提供する約束をした者は四月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(娼家の禁止)

第七條、売春をさせる目的で婦女を雇入れた者、同居させた者、自己又は他人の管理する家に居住させた者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(刑の併科)

第八條 第五條第二項、第六條第二項又は第七條の罪を犯し、若しくは若しくは、情状によつて懲役と罰金を併科することができ、

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行する。
- 2 横浜市風紀取締條例(昭和二十五年十二月横浜市條例第四十六号)は廃止する。
- 3 この條例施行前になされた行為に対する罰則の適用については、旧條例は、この條例施行後もなおその効力を有する。

風紀取締條例

(昭和二十六、一、二、二一)
横浜市條例第七三号

(この條例の目的)

第一條 この條例は売春に關する諸行為を取締ることにより、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な發達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で「売春」とは報酬を受け又は受ける約束が不特定の相手方と性交することを含む。

(売春の禁止)

第三條 売春をした者又は売春の約束をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

しくは拘留に処する。

(本人の勧誘行為等の禁止)

第四條 売春の目的をもつて自ら勧誘し、又は勧誘の目的をもつて自ら街頭その他公共の場所において、他人の身辺につきまとい若しくはうろついた者は、四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(周旋行為の禁止)

第五條 売春の周旋又はこれに準ずる行為をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(第三者の勧誘行為等の禁止)

第六條 売春の周旋をする目的をもつて客引その他の方法により勧誘し、又は勧誘の目的をもつて街頭その他公共の場所において他人の身辺につきまとい若しくはうろついた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

第七條 売春の情を知つて場所を提供し、又は提供の約束をした者は、一年六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(ほか助行為の禁止)

第八條 第三條から第七條までの行為者に対して見張その他の便宜を供与した者は、四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附 則

(施行期日)

1 この條例は公布の日から施行する。

(旧條例の廃止)

2 風紀取締條例(昭和二十六年擴須賀市條例第三十一号)は廃止する。

(旧條例の適用)

3 この條例施行前になされた行為に対する罰則の適用は、なお従前の規定による。

売 春 取 締 條 例

(昭和二十六、二十七年
埼玉県條例第三号)

第一條 この條例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定の外国人を相手として性交することという。

第二條 売春の目的をもつて、外国人の身辺をつきまったり、又は外国人をさそつたりした者は、三千円以下の罰金又は科料に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三條 売春をした者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 営利の目的をもつて、売春の場所を提供し、客引をし又は周旋をした者は、前條

第二項の懲役又は罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 法令に別段の定めあるものを除く外、報酬又は利益を受ける目的をもつて、親族・業務・雇傭その他特殊の關係を利用して、不特定の外国人と性交させた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六條 第四條又は前條の罰金に犯した者に対しては、情状により各本條の懲役及び罰金を併用することができる。

附 則

この條件は、昭和二十六年二月一日から施行する。

大 官 市 売 春 等 取 締 條 例

第一條 この條例は性病の予防を目的とし、不特定の外国人を相手として報酬を受け又は受ける約束で性交する者を取締るものとする。

第二條 売春の目的をもつて、外国人の身辺につきまったり又はさそつたりした者は、三千円以下の罰金又は科料に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三條 売春をした者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 営利の目的をもつて売春の場所を提供し若しくは容引をした者又は売春の周旋をした者は前條第二項の例による。

又常習として前項の行為をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 親族、業務、雇傭その他特殊の関係を利用して売春をさせた者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六條 第四條又は前條の罪を犯した者に對しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

売 い ん 等 取 締 條 例

(昭和二十五、九、七)
朝霞町條例第八号

第一條 この條例に於て売いんとは報酬を受けず又は受ける約束で不特定の相手方と性交することという。

第二條 売いんの目的をもつて道路その他の場所において徘徊したり、他人の身邊につきまどつたり又はさそつたりした者は三千円以下の罰金又は科料に処する。

又常習として前項の行為をした者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三條 売いんをした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

る。

又常習として売いんをした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 営利の目的を以て売いんの場所を提供し若しくは男子を誘つて売いんの相手方となることをすすめる容引をした者又はその他の方法で売いんの周旋をした者は前條第二項を準用する。

第五條 親族、業務、雇傭その他特殊の関係を利用して売いんをさせた者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六條 第四條又は第五條の罪を犯した者に對しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この條例は公布の日より施行する。

公布の日 昭和二十五年九月十一日

売 い ん 等 取 締 條 例

(昭和二十五、九、七)
大和町條例

第一條 この條例に於いて売いんとは報酬を受けて又は受ける約束で不特定の相手と性交することという。

第二條 売いんの目的を以て道路その他の場所に於て徘徊したり、他人の身邊につきまどつたり又はさそつたりした者は三千円以下の罰金又は科料に処する。

二 常習として前項の行為をした者は三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三條 売いんをした者又はその相手方となつた者は五万円以下の罰金又は拘留に処する。
二 常習として売いんをした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 営利の目的を以て売いんの場所を提供し若しくは男子を誘つて売いんの相手方となることをする容引をなした者又はその他の方法で売いんの周旋をした者は前條第二項の罰則を準用する。

第五條 親族、業務、雇傭その他の特殊の關係を利用して売いんをさせた者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六條 第四條又は第五條の罰を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この條例は告示の日より施行する。

街頭その他における売春等の取締に関する條例（昭和二十六、三、二〇）
（栃木県條例第一一〇号）

（目的）

第一條 この條例は、道路その他の場所における売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風俗を維持し社会秩序の健全を促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二條 この條例において、売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又はその類似行為をすることという。

（勧誘、客引等）

第三條 売春の目的をもつて道路その他公共の場所において、他人の進路に立ちふさがり又はその身辺につきまとい若しくはこれに類する方法をもつて客を勧誘し又は客引した者は、一万円以下の罰金に処する。

二 売春をあつせんする目的で前項の行為をし又はその見張り或は指導をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 前條の行為により売春をするにあたり場所を提供した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五條 常習として前二條の行為をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六條 前三條の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則
この條例は、公布の日から施行する。
売 い ん 等 取 締 規 則
（群馬県條例第二七号）

第一條 この條例において売いんとは、報酬を受けまたは受ける約束で、不特定の相手方と性交することという。

第二條 売いんをした者またはその相手方となつた者は、五十万円以下の罰金に処する。
第三條 親族・業務・雇傭その他特殊の關係を利用して売いんをさせたものは、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処する。

第四條 営利の目的を以て売いんの場所を提供し、若しくは男子を誘つて売いんの相手となることを勧める客引きをなした者又はその他の方法で、売いんの周旋をした者は、第二條第一項を準用する。

附 則

この條例は、昭和二十四年十月一日から施行する。

道路等における売春勧誘等取締條例 (昭和二十四年四月八日 伊東市條例第二十八号)

(目 的)

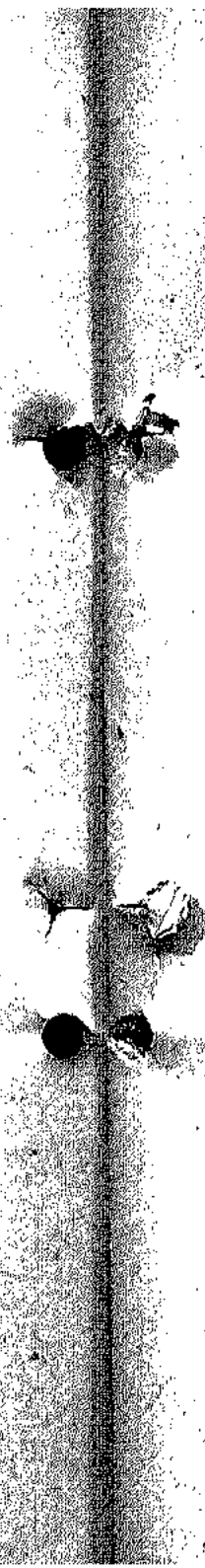
第一條 この條例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良なる風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(売春の定義)

第二條 この條例において売春とは報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘等)

第三條 売春の目的で道路その他公の場所又は他人の店頭及び公衆の目にふれるべき場所



等において立ちどまり、うろつき、他人の身邊につきまとい又は誘つたりしたものは、一万円以下の罰金に処する。

婦女子に対し、売春をさせる目的を以て前項の行為をし、又はさせたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(ほう助行為)

第四條 情を知つて前條の行為を容易ならしめる行為をしたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(常習行為)

第五條 常習として前二條の行為をしたものは一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

清水市道路等に於ける売春勧誘等取締條例 (昭和二十四年四月八日 清水市條例第四十七号)

第一條 この條例は道路その他の場所等における売春に伴う諸行為を取締ることにより公序良俗を維持することを以て目的とする。

第二條 この條例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又はその類似行為をすることをいう。

第三條 売春の目的で道路その他公の場所及び店頭、船舶等公衆の眼にふれる場所において立ちどまり、うろつき又は他人の身邊につきまとい若しくはこれ等に類する方法をもつて客を勧誘し又は客引きをした者は一万円以下の罰金に処する。

第四條 前條の行為により売春をあっせんし又はさせた者若しくは場所を提供した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五條 常習として前二條の行為をしたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六條 この條例の罰を犯した者に対しては情状により懲役及罰金を併科すること加ふことができる。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

道路等における売春勧誘等取締條例（横浜市條例第六一号）

（目的）

第一條 この條例は道路その他の場所等に於ける売春に伴う諸行為を取締ることにより公序良俗を維持することを以て目的とする。

（売春の定義）

第二條 この條例に於て売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は

その類似行為をすることをいう。

（勧誘等）

第三條 売春の目的で道路その他公の場所及び店頭、船舶等公衆の眼にふれる場所に於て立ちどまり、うろつき又は他人の身邊につきまとい若しくはこれらに類する方法を以て客を勧誘し又は客引きをしたものは一万円以下の罰金に処する。

（斡旋又は提供）

第四條 前條の行為により売春を斡旋し又はさせたもの若しくは場所を提供したものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（ほう助行為）

第五條 情を知つて前二條の行為を容易ならしめる行為をしたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（常習行為）

第六條 常習として前三條の行為をしたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第七條 この條例の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科すること加ふことができる。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

甲 新市風俗保安條例

(昭和二五、二六、二七)

三

第一條 料理屋、カフェー、待合、飲食店、喫茶店を営むものは営業自身は勿論、その家族及び雇婦女または同居の婦女をして客引の目的をもつて営業所外に出してはならない。

第二條 前條の家族及び雇婦女または同居の婦女は客引の目的をもつて営業所外に出てはならない。

第三條 何人も第二條に掲ぐるものの委託を受けて客引をしてはならない。

第四條 何人も道路または公の場所において売春の目的をもつてたちどまり、うろつき、つきまとい相手をつれてはならない。

第五條 この條例に違反した者は一万円以下の罰金に処する。

富士吉田市風俗保安條例 (昭和二六、二七、二八)

第一條 料理店、カフェー、待合、飲食店、喫茶店を営むものは営業者自身は勿論、その家族及び雇人又は同居人は客引の目的をもつて営業所外に出してはならない。

第二條 前條の家族及び雇人又は同居人は客引の目的をもつて営業所外に出してはならない。

第三條 何人も前二條に掲ぐるものの委託を受けて客引きをしてはならない。

第四條 何人も道路又は公の場所に於て売春又はこれと類する目的をもつてたちどまり、うろつき、つきまとい相手を誘つてはならない。

第五條 この條件に違反したものは一万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

軽井沢町売春取締條例

第一條 この條例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを含む。

第二條 売春をした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

常習として売春をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

道路その他公の場所に於て売春の目的をもつて、立ちどまり、うろついたり又は他人の身辺につきまといたりして相手方を誘つた者は三千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第三條 売春をなさしめるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四條 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき若しくは男子を誘つて売春婦と性交することをおもひよる客引きをなした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 第三條又は第四條の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科する。

ことがである。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

新潟県売いん等処罰に關する條例（昭和二三、三、二八）
新潟県條例第三五号

第一條 この條例において「売いん」とは報酬を受け又は報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することという。

第二條 売いんをした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売いんをした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して売いんをさせた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四條 売いんの場所を提供し、又は客引その他の方法で売いんの周旋をした者は、第二條第一項の例に同じ。

2 常習として前項の罪を犯した者は、第二條第二項の例と同じ。

第五條 第二條第二項第三條又は第四條第二項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することがである。

第六條 第二條から第四條までの未遂罪は、これを罰する。

附 則

この條例は、昭和二十三年十一月一日から、これを施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締條例（昭和二五、一、一）
（大阪市條例第六八号）

第一條 この條例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をする事という。

第二條 売春の目的で街路その他公の場所において、他人の身辺につきまったり又は誘ったりした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

売春を助つせんする目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三條 前條の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助、指導的役割、取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四條 常習として第二條第二項及び前條の行為をした者は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五條 前三條の罰を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することがである。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締條例 (昭和二十六、一、二五) 豊中市條例第一号

第一條 この條例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることという。

第二條 売春の目的で、街路その他公の場所において、他人の身邊につきまったり、又は誘ったりした者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

又、売春をあつ旋する目的で前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三條 前條の行為をさせることを目的として、行為者に対する経済的援助、指導的役割取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四條 常習として第二條第二項及び前條の行為をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 前三條の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができ、
する。

この條例は、公布の日から施行する。

附 則

売 入 等 取 締 條 例

(昭和二十六、五、二八)
神戸市條例第四号

(目 的)

第一條 この條例は、道路その他の場所における売入等に関する諸行為を取締り、健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(定 義)

第二條 この條例で「売入」とは、報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることという。

(勧 誘)

第三條 売入の目的をもって、道路その他の場所において、他人の身邊につきまったり、又はこ水に類する方法をもって相手方を誘った者は、三月以下の懲役五千円以下の罰金又は拘留に処する。

(罰 則)

第四條 売入を周旋する目的をもって、前條の行為をした者は、六月以下の懲役、又は五千円以下の罰金に処する。

又、常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(援助、見張行為等)
第五條 前二條の行為をさせることを目的として、その行為者に対する経済的援助、指導的役割又は取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は五

千円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第六條 第三條及び第四條の行為に關連して利益を受け、又は受ける約束で売いんのため
の場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

売いん等取締條例

(昭和二十六年九月二九日
西宮市條例第四三號)

(目 的)

第一條 この條例は、売いん等に関する諸行為を取締り健全な社会秩序の維持をはかるこ
とを目的とする。

(定 義)

第二條 この條例で、売いんとは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は
性交の類似行為をすることをいう。

(売いん行為)

第三條 売いんをした者は、五千円以下の罰金又は拘留料に処する。

常習として売いんした者は、三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
(雇主等の行為)

第四條 雇傭関係その他特殊の關係を利用して売いんさせた者、又は売いんの報酬の全部
又は一部を收受した者は、三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(客引行為)

第五條 売いんの目的をもつて道路その他公の場所において他人の通路に立ちふさがり
その身邊につきまとい又はこれに類似する方法をもつて相手方を誘つた者は、三ヶ月以
下の罰金又は拘留に処する。

(周旋行為)

第六條 売いんを問せんとする目的をもつて前條の行為をした者は、五千円以下の罰金又は
拘留に処する。

常習として前項の行為をした者は、三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(援助兇行爲)

第七條 第三條、第五條、第六條の行為をさせることを目的としてその行為者に対して経
済的援助、指導的役割、又は取締に対して見張り若しくは妨害等の行為をしたものは六
ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(場所提供行為)

第八條 売いんのための場所を提供したものは三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に
処する。

附 則

この條例は、公布の日からこれを施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締條例（昭和二十六（二）四）

第一條 この條例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることという。

第二條 売春の目的で街路その他公の場所において他人の身辺につきまったり誘ったりしたものは五千円以下の罰金又は拘留に処する。

売春をあつせんする目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三條 前條の行為をさせることを目的として、行為者に対する経済的援助、指導的援助、取締に対する見張り、若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四條 常習として第二條第二項及び前條の行為をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 前三條の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科すること加てせる。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

街路等における売春に関する諸行為取締條例（昭和二十六（一）八）
（岐阜県條例）

第一條 この條例は、道路その他公共の場所における売春に関する諸行為を取締り、善良な風俗を保持し、もつて健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

第二條 この條例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることという。

第三條 道路その他公共の場所において売春をした者及びその相手方となつた者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四條 売春の目的をもつて前條の場所において他人の道路に立ちあがり、その身辺につきまったり又はこれらに類する方法をもつて相手方を誘つた者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第五條 売春を間接する目的をもつて前條の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第六條 常習として第三條及び第四條の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

常習として前條の行為をした者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七條 第三條乃至第五條の行為をさせることを目的として、その行為者に対し、経済的援助、指導的援助又は取締に対する見張り若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の

懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘禁に処する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

売 人 等 販 締 條 例 (昭和三五、八、一四) 本島根條例第四八号

(目的)

第一條 この條例は、売人に関する諸行為を取り締ることにより善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例において、「売人」とは、報酬を受け、又は受ける目的で不特定の相手方と性交することを行う。

(勧誘等の禁止)

第三條 売人の目的をもつて自ら通行人その他の者の進路に立ちふさがり、又はその身邊に追従したりなどして、勧誘し又は客引をしてはならない。

(ほう助行為の禁止)

第四條 次で掲げる行為をなし、又はさせはならない。

一、売人のあつた目的をもつて、通行人その他の者の進路に立ちふさがり、又はその

身邊に追従したりなどして、勧誘し、又は客引をすること。

二、売人をさせるために、対価を受け又は受ける約束で場所を提供すること。

(罰 則)

第五條 第三條及び第四條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

二、常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六條 親族、雇用その他の特殊の関係を利用して売人をさせた者は、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

売 春 等 販 締 條 例 (昭和二六、八、三) 岩手市條例

(目的)

第一條 この條例は、売春に関する諸行為を取り締ることにより、善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例において、「売春」とは、報酬を受け、又は受ける目的で不特定の相手方と性交することを行う。

(勧誘等の禁止)

第三條 売春の目的をもつて、道路その他公の場所において、立ちどまつたり、うつたり、又は他人の身辺につきまゝとつたりして相手方を誘つてはならない。
(ほう助行為の禁止)

第四條 次に掲げる行為をし、又はさせてはならない。

一 売春のあつ旅の目的をもつて、道路その他公の場所において、立ちどまつたり、うつたり、又は他人の身辺につきまゝとつたりして相手方を誘うこと。

二 売春をさせるための対価を受け、又は受ける約束で場所を提供すること。

(罰則)

第五條 第三條及び第四條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金、若しくは拘留に処する。

六 常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

この條例は、公布の日から施行する。

福岡県風紀取締條例 (昭和ニ七、一、一〇)

(目的)

第一條 この條例は、売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全を促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定の相手方と性交し、又は性交の類似行為をすることをいう。

(本人の勧誘)

第三條 売春の目的をもつて、みづから道路その他公の場所へ立ちどまり、又は他人の身辺につきまゝとい、若しくはこれに類する方法をもつて客を勧誘した者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

四 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(周旋行為)

第四條 売春の周旋の目的をもつて、前條第一項の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

五 常習として前項の罪を犯した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(援助、妨害行為)

第五條 前二條の行為をさせるため、経済的援助若しくは指導的役割をなし、又は見張若しくは通報等により取締を妨害した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第六條 専ら売春を行ふ者に対する対価を受け又は受ける約束で売春のための場所を提供した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。但し第六條の規定は、この條例公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(目的)
小倉市風紀取締條例 (昭和二十六、二七、二八号)

第一條 この條例は、性病の予防を図り、公衆衛生の向上に寄与し善良な風紀を維持することとを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束が不特定の相手方と性交することとをいい、道路とは、道路交通取締法による道路をいう。

(売春行為)

第三條 売春した者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。又、常習として売春した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(勧誘客列)

第四條 売春の目的をもつて、道路その他公の場所において相手方を勧誘し又は客列した者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

又、常習として前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。(援助、見張行為等)

第五條 売春させるために経済的援助又は指導的行為をなし若しくは取締に対する見張又は妨害の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(周旋行為)

第六條 売春させるために道路その他公の場所での周旋をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

又、常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第七條 売春させるために場所を提供した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

蘆屋町風紀取締條例 (昭和二十六、二七、二八号)

第一條 この條例は売春を目的とする者の街頭その他公の場所に於ける勧誘等を取締ることにより善良な風紀を維持し社会秩序の健全なる発達と性病予防を目的とする。

第二條 この條例が売春行為とは報酬を受け又は受ける約束が不特定の相手方と性交することとをいう。このものを売春婦と稱する。

第三條 売春行為をなすものに對しては性病予防の目的を以つて性病予防法同様の命令並に
に同施行規則により検診及び治療に付いて嚴重なる取締をなすべく措置をする。

第四條 売春婦を雇傭するギヤバレー、ダンスホール、ピヤホール、カフェー、料飲店等の
経営主及び売春婦に場所を提供する者はこの条例に基き性病予防につき協力すること
が要する。

第五條 売春婦が街頭その他公の場所にて売春を目的として通行人を勧誘し又は客引行
為をなし、或はなされた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。
常習として前項の行爲をした者は三ヶ月以下の懲役又は一万以下の罰金に処する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

佐世保市風紀取締條例

改正

昭和二十五至十二月八日
佐世保市條例第四十三号
昭和二十五年十二月二十八日
佐世保市條例第四十七号

(目的)

第一條 この條例は、売春又は売春の周旋を目的とする者の、街頭その他公の場所におけ
る勧誘等取締ることにより、善良の風紀を維持し、社会秩序の健全を飛躍を図るを因
的とする。

(定義)

第二條 この條例で「売春」とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定と性交すること
をいう。

(勧誘、客引)

第三條 街頭その他公の場所において、通行人その他に對し、売春の目的をもつて勧誘し
た者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

第四條 売春をなさしめる目的をもつて、前項の場所において、通行人その他に對し、勧誘そ
の仲間施行をした者も亦同様とする。

(場所の提供)

第五條 前條第一項の者又は同條第二項に規定する者の周旋により売春する者のために、
報酬を受け又は受ける目的をもつて、場所を提供した者は、六月以下の懲役又は三万円
以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

街頭における売春勧誘等の取締條例 (昭和三十四年八月二日)
(別府市條例第三十一号)

- 第一條 この條例は売春を目的とするもの、街頭その他において勧誘等の取締に關し必要なる事項を定める。
- 第二條 前條の売春とは報酬を受け又は受ける約束が不特定の相手方と性交することという。
- 第三條 道路その他公の場所に於て通行人その他に対し売春の目的を以て勧誘した者又は客引行為をした者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。
- 第四條 前條の行為の爲に報酬を受け、場所を提供した者は六ヶ月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

売淫等の取締に關する條例 (昭和三十三年七月十日)
(宮城県條例第四一号)

- 第一條 この條例において売淫とは、利益を受け、又は利益を受ける約束が不特定の相手方と性交することという。
- 第二條 売淫をした者は、又はその相手方は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

- 常習として売淫をした者は、三月以下の懲役、又は一万円以下の罰金に処する。
- 第三條 親族、雅俗その他特殊の關係を利用して売淫をさせた者は、六月以下の懲役、又は一万円以下の罰金に処する。
- 第四條 売淫の目的で他人の身辺につきまとうたり、又は誘つたりした者は、千円以下の罰金又は拘留に処する。
- 第五條 営利の目的をもつて売淫の場所を提供し、又は客引その他の方法で、売淫の開始をした者は、第二條第一項を準用する。
- 常習として前項の罪を犯した者には、第三條第二項を準用する。
- 附 則
- この條例は、昭和二十三年七月十日からこれを施行する。

売淫及び風紀取締條例 (昭和三十三年七月十日)
(青森県上北郡大間町條例第九号)

- 第一條 此の條例に於て売淫とは報酬を受ける約束が不特定の相手方と性交すること、又は風紀とは、社会通念的に善良の風俗を指す。
- 第二條 売淫をした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。常習として売淫をした者は三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 親族 應儀その他特殊の關係を利用して売淫をさせ、又は売淫を内容とする契約

をした者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四條 営利の目的をもって売淫の斡旋、勧誘又はその場所を提供した者は第三條の二項を準用する。常習として前項に違反した者は第三條を準用する。

第五條 売淫の目的で他人の身辺につきまったり又は之を誘った者は五千円以下の罰金又は拘留に処す。

第六條 大衆の視界にある歩道その他公用の野外に於て不特定の相手方と接吻相擁又は性交した者は千円以下の罰金又は拘留に処す。

附 則

此の條例は昭和二十六年十一月十五日から施行する。

札幌市風紀取締條例（昭和二六、二七、二八）

第一條 この條例は、道路その他の場所における売春のための客引行為等を取締ることによつて、善良の風俗を維持し、社会の秩序を保持することを目的とする。

第二條 この條例で売春とは、報酬を受け、又は受ける約束を不特定の相手方と性交することを含む。

第三條 道路その他公共の場所を他人の道路に立ちふさがり、又はその身辺につきまとい、若しくは呼びかけるなどの方法をもつて、自己又は他人のために売春の相手方となるように勧誘し又はさせた者は、三月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処する。

第四條 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処する。

第五條 自ら前條の一項の行為をなし、若しくは他人のこれ等の行為を利用して売春を行つた者に対し、対価を受け又は受ける約束を場所を提供した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、公布の日から三十日を至る日から施行する。（昭和二六年三月十八日施行）

千歳風紀取締り條例（昭和二六、二七、二八）

第一條 この條例は道路その他の場所における売春のための客引行為等を取締ることに善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達をはかることを目的とする。

第二條 この條例で売春とは報酬を受け又は受ける約束を不特定の相手と性交することを含む。

第三條 道路その他公共の場所を他人の進路に立ちふさがり又はその身辺につきまとい、若しくはこれに類する方法をもつて売春の相手方となるように勧誘し又は斡旋したものは、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四條 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処する。

第五條 自ら前條の一項の行為をなし、若しくは他人のこれ等の行為を利用して売春を行つた者に対し、対価を受け又は受ける約束を場所を提供した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処する。

第六條 道路その他公共の場所を他人の進路に立ちふさがり又はその身辺につきまとい、若しくはこれに類する方法をもつて売春の相手方となるように勧誘し又は斡旋したものは、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第七條 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処する。

第八條 自ら前條の一項の行為をなし、若しくは他人のこれ等の行為を利用して売春を行つた者に対し、対価を受け又は受ける約束を場所を提供した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処する。

又 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処する。
第四條 自ら前條第一項の行為をなし若しくは他人のこれらの行為を利用して売春を行つた者に対し対価を受け、その場所を提供した者は一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

小樽市風紀取締條例 (昭和二十六年二月一日施行)
(小樽市條例第五十五号)

第一條 この條例は、道路その他公の場所における売春のための勧誘等を取締ることによつて善良の風俗を維持し、社会の秩序を保持することを目的とする。

第二條 この條例において売春とは、報酬を受け又は、受ける約束が不特定の相手方と性交することを含む。

第三條 売春のために、左の行為をしてはならない。

一、道路その他公の場所において、他人の進路に立ちふさがり又は、その周辺につきまとい、若しくは、呼びかけるなどの方法を以て、自己又は他人のために売春の相手方となるように勧誘し又は、させること。

二、前号の行為をなして、売春をなす者から対価を受け又は、受ける約束が場所を提供

すること。

第四條 前條第一号の規定に違反した者は、一万円以下の罰金又は、拘留に処する。

五、前條第二号の規定に違反した者は六月以下の懲役又は、二万円以下の罰金に処する。

第五條 常習として、第三條第一号の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は、二万円以下の罰金に処する。

六、常習として、第三條第二号の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は、四万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

函館市風紀取締條例 (昭和二十六年二月一日施行)
(函館市條例第三十四号)

第一條 この條例は、売春のための勧誘等の行為を取締ることによつて善良の風紀を保持することを目指す。

第二條 道路、公園、広場又はこれに類する場所において他人に対し売春の相手方となるよう勧誘した者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

常習として前項の行為をした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 前條の者のために報酬を受け又は受ける目的で売春の場所を提供した者は六月以

下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

売 春 取 締 條 例

(昭和二十五年二月一日)
(普通警察條例第一号)

第一條 この條例に於て売春とは報酬を受け又は受ける約束を不特定の相手方と性交することという。

第二條 売春をした者又は其の相手方となつた者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。常習として売春をした者は六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 売春をなせしめる爲の対価を受け、場所を提供した者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四條 売春をせしめる目的で女子を自己又は他人の管理の下に置き若しくは男子を誘つて売春婦と性交することをおもむく客列をなした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 第三條又は第四條の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することになる。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

売 春 取 締 條 例

(昭和二十六年二月一日)
(瑞岡村條例第八号)

第一條 この條例において売春とは報酬を受け相手方と性交することという。

第二條 売春をした者又は其の相手方となつた者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。常習として売春をした者は六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 売春をせしめるための対価を受けて場所を提供した者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四條 売春をせしめる目的で女子を自己又は他人の管理の下に置き若しくは男子を誘つて売春婦と性交することをおもむく客列をなした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 第三條又は第四條の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することになる。

附 則

この條例は昭和二十六年一月一日より施行する。

風 紀 取 締 條 例

(昭和二十六年十二月八日公布)
(瑞岡村條例第九号)

第一條 この條例は売春に關する諸行爲を取締ることにより善良の風俗を維持し、社会秩序の健全を促進を図ることを目的とする。

第二條 この條例は「売春」とは報酬を受け又は受ける約束が不特定の相手方と性交することを含む。

第三條 売春の目的を以て道路その他公の場所において通行人その他の者の進路に立ちふさがり又はその身辺につきまとい若しくはこれに類する方法で勧誘し又は客引きをしたものは五千円以下の罰金に処する。

又 常習として前項の行爲をした者は三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 売春を斡旋する目的をもつて前條の行爲をした者は五千円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

中野村風俗並売淫等取締條例

第一條 本村内の青少年の不良化と村民の犯罪を未然に防止して村の健全な発展を期することとを、此の條例の目的とする。

第二條 本村内に臨時又は常住の意志を問はず三日以上居住しようとするもの又はその者を宿泊せせようとする者は左の事項を村長に届出なければならぬ。

一 本籍及前居住所

二 本村内居住の場所 同居の場合はその古備主

三 販賣氏名及通称名 生年月日

但し村長其の必要なしと認めた時は前項の限りでない。

第三條 本村内に風俗営業取締法に抵触する業務を営み、又は従事するものは、状態を明らかにし、この條例の目的達成に協力しなければならぬ。

第四條 売淫等取締法の定めるところに、村長性病予防法第十一條の定めに基づき、検診を受けることが出来る。

第五條 検診の場所は必要に応じ、特別に其の場所を指定する。指定した場所はこれを公示する。

第六條 傳染の疑がある性病患者は接客の業務を中止しなければならぬ。

第七條 第三條に規定する営業関係及び売淫の斡旋等勧誘又は場所を提供した者が傳染の性病に罹つてゐることを知つた時は速に村長に届け出なければならぬ。

第八條 本村に居住する売淫婦は別紙第一号様式に定める検診及び治療証の交付を受け、常時之を携帯し、当該官吏の請求があつた場合は呈示するものとする。

第九條 米軍に接近し、その物資又はそれに關係するすべての物を所持売買及び之に入れるべき行爲を慎まなければならぬ。

第十條 米軍に交友的交際は之を許容するもその指示又は占領の目的に違反する行爲が

和合村風紀取締條例

(昭和二十六年三月二十八日)

第一條 この條例は、道路その他の場所における売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風紀を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二條 この條例で売春とは報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することといい、道路とは、道路交通取締法にいう道路をいい、その他の場所とは、売春行為が善良の風紀を害する場所をいう。

第三條 売春の目的をもつて、みづから道路その他の場所を客を勧誘し、若しくは客を引きたる者は、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四條 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。第四條 売春のあつ施す目的として道路その他の場所を第三條第一項の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 常習として前項の罪を犯した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。第五條 対価を受けて売春のための場所を提供した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六條 第三條乃至第五條の未遂罪は、情状により拘留、科料に処すること加ふことができる。

この條例は、公布の日からこれに施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締條例 (昭和二十六年二月二日)

(用語の意義)

第一條 この條例に於て売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をする事を云ふ。

(違反に関する罪)

第二條 売春の目的で街路その他公の場所に於て他人の露辺につきまゝたり又はさそつたりした者は五万円以下の罰金又は拘留に処する。

第三條 売春を勧誘する目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(幫助者の罪)

第三條 前條の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助、指導的役割、取締に對する見張りもしくは防害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(常習者及幫助者の罪)

第四條 常習として第三條第二項及び前條の行為をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(違反者に対する併加の罪)

第五條 前三條の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併加することとす。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

二、外国の売春に関する立法例

(一) アメリカ合衆国法典

第十八編 罪及び刑事手続

第一部 罪

第一一七章 醜 業 婦 売 買

第二四二一條、へ移送一般へ賣淫、放蕩若しくはその他の醜行を目的として、又は婦々に対して淫売婦となること、放蕩の爲に身を捧げることを若しくはその醜の醜業に就事することとを勧誘し、誘引し若しくは強制する意思及び目的で、州際若しくは外国商業において、又は合衆国のコロンビヤ区内若しくは何れかの準州内若しくは偏領内において、故意に婦々を移送した者、又は売淫、放蕩若しくはその醜の醜行を目的として、又は売淫の業に身を捧げることを若しくは放蕩若しくはその醜の醜業に身を捧げることを勧誘、誘引又は強制する意思又は目的で、州際若しくは外国商業において、又は合衆国のコロンビヤ区内若しくは何れかの準州内若しくは偏領内において、何れかの場所に行くにつき、婦々に使用せられる切符又は何等かの輸送券若しくは輸送に対する権利の証紙を、故意に、獲得若しくは入手し、よつて州際若しくは外国商業において、又は合衆国のコロンビヤ区内、若しくは何れかの準州若しくは偏領内において、その婦々を移送せしめた者は、五千ドル以下の罰金若しくは五年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。

改正 *May 24 1948* 〇. 139 188 〇. 139 188

第二四二二條 へ歸せしめたる者又は誘引し、或は放蕩若しくはその他の職行を目的とし、又は承諾の有無にかかわらず、放蕩若しくはその他の職行に従事せしめる意思及び目的で、婦女に對し州際若しくは外國商業上において、又はコロンビヤ区内若しくは合衆国の準州又は屬領内において、一つの場所から他の場所に行くことを、故意に説得、誘引若しくは強要し、よつて州際若しくは外國商業上において、又はコロンビヤ区内若しくは合衆国の準州又は屬領内において、故意に、婦女を行かしめ及び運送業者の輸送路によつて放蕩として輸送をせしめたる者は、五千ドル以下の罰金若しくは五年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。

第二四二三條 へ未成年婦人に対する強要又は誘引し、十八歳未満の婦人に対し賣淫、放蕩又はその他の職業に従事することを勧誘又は強要せしめらるることの意思で、州際商業上において、又はコロンビヤ区内若しくは合衆国の準州又は屬領内において、運送業者によつて一つの場所から他の場所に行くことを、故意に、説得、勧誘、誘引若しくは強要した者は、一万ドル以下の罰金若しくは十年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。

第二四二四條 へ外國人婦人に関する事實陳述書の提出

④ 売淫又はその他の職行を目的として、職業婦人賣淫禁止のため一九〇二年七月二十五日採択された指令の當事國であるいづれの國から合衆國に入国して三年以内の外國人婦人を、いづれかの家屋又は場所に、保持、維持、支離、支持又は隠匿する者は、

すべて、その婦人の氏名、保持されてゐる場所及びその合衆國に入国した年月日、入国した港、命令、国籍、血統並びにこの國に來るに至つたその婦人の周旋に關して知つてゐる限りのすべての事實を記載した陳述書を、移民歸化官に提出しなげればならぬ。又売淫又はその他の職行を目的として、職業婦人賣淫禁止のための指令の當事國であるいづれかの國から合衆國に入国して三年以内の外國人婦人を、いづれかの家屋又は場所に、保持、維持、支離、支持又は隠匿することを開始してから三十日以内に、その婦人に對する陳述書を移民歸化官に提出しなげば、又はその外國人婦人の命令、国籍、血統若しくはこの國に來るに至つたその婦人の周旋に關して知り若しくは知る限りの事實について、陳述書に、故意に、虚偽の陳述を爲し、若しくはこれを陳言なかつた者は、二千ドル以下の罰金若しくは二年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。

⑤ 本條に基いて提呈された陳述書において、若し要求せられた陳述書が移民歸化官の事務所に堅固保存せられていない場合には、陳述書提出の義務を有する者は、反對の事實を証明しない限り、陳述書を提出しなかつたものと推定される。何人も、この條によつて要求される陳述書又はこれに記載される情報が、自己に星を賣わしめ、又は刑を度けしめるおそれがあるという理由によつては、その陳述書の提出義務を免除されない。且、何人も、陳述書に誠實に報告する取引又は事項によつては、合衆國の法律に基いて訴追され又は刑を受けることがない。

(二) ニューヨーク刑法(一九〇九年法律第八号)

第四章 婦女誘拐の罪 (Abduction)

第七の條 (誘拐) 左の者は、誘拐の罪とし、十年以下の拘禁、*imprisonment* 若しくは千弗以下の罰金に処し又は両者を併科する。

- 一 売淫の目的で、十八才未満の婦人を略取 (*take*)、收受、雇傭、隠匿若しくは使用し、又は略取、收受、雇傭、隠匿若しくは使用させ、又はこれと組合した者、(中略) 又は

二 賣淫又は淫交の目的で、淫行の繼續のない状態の婦人へ *an unmarried female of previous chaste character* と勧誘又は誘惑して淫売屋、密会館、又はその他の場所に連れ込む者、又は、

四、十八才未満の婦人を、後見人又はその他の法律によりその保護をしている者であつて、他人が淫売又は淫交のためにその婦人を略取又は監禁することを承認する者、

へ註

第三條 用語の解説法。

九、「淫売又は密会の風評ある家屋」、「淫賣屋」、「淫売又は密会の若し等の語は、一般の風評によれば淫売又は密会の目的に使用されてゐるすべての建物を含む。

第一の六章 娼賣の罪

(*Indecency*)

第一一四大條 (淫売屋の経営) 種々の和何に向わぬ、淫売屋、密会所、又は淫売若しくは不法な淫交の奨励若しくは実行、又はその他の何等かの卑猥な行爲若しくは娼賣を目的のための場所、又は淫売の風紀、平和若しくは治安を阻す公衆の集會所を経営し又は維持する者は、罪業とする。

淫売屋その他の建物の賃借人、専主又は経営者その他の者が、本條の規定に依り若しくは罪判決を受けた場合には、該違反行為があつた建物又はその一部の賃借契約は、その所有若しくは賃借人又は賃借人の自由な選択に依り、その効力を失ひ、右所有者、代理人又は賃借人は、賃借契約の満了後若しくは占有する借家人に対すると同様、その占有を回復するための救済方法を有する。

所有者、代理人又は賃借人であつて、本條に依り禁ぜられる用途又は目的のために使用せられる計画であることを知り又はこれを知らず十分を理由を有しなから、建物又はその一部の賃借すること同意し又はその契約を結ぶ者、又は所有者、代理人又は賃借人であつて、債権を知りながら、又は知る十分を理由を有しなから、自己がその所有、代理人又は賃借人である家屋、部屋、又は建物のその他の部分を全部又は部分的に本條により禁ぜられる用途又は目的のために使用することを許可する者は、罪業とする。

へ後 註

第一一四八條 (売淫の收入に依り生活する男子) 全然又は部分的に売淫の取得に依り生活を始め又は公共の場所において不道徳を目的のために勧誘を命ずる男子は、監禁とする。娼売婦と同様し又は娼賣的とこれと共に居り、且つ明らかな生活の糧を得ない男子は、賣淫の收入に依り生活する者と推定せられる。ハ一九一の年法律第三八二号)

註、監禁とは「死刑」「州刑務所への拘禁を課せらるべき犯罪」以外のすべての犯罪に用いられる。

第三二の章 婦人 (Woman) に関する罪

第三四六の條 (売淫の強制)

一、不道徳を目的をもつて本州内へ婦人及び少女を入り、又は本州外へ出すことは、茲にこれを禁止し、売淫若しくは若その他何等かの不道徳を目的のために又は本州内における娼家に入れらるために婦人又は少女をして本州内に来り又は本州外へ出るよう勧誘、誘惑し若しくはせしめ、又は勧誘、誘惑し若しくはせしめようとする者は、又は婦人若しくは少女を補助して本州内へ若しくは本州外へ移動せしめる者は、重罪と見做し、有罪の判決に依り、二年以上二十年以下の拘禁及び五千弗以下の罰金に処する。

二、若しくは不道徳を目的をもつて他人の監禁の下に置き、又は、これをして娼婦の生活

をなせしめる意図をもつて、娼家その他の場所に置く者、又不道徳を目的又は売淫の目的のため自己その他の者と同居するよう婦人を強要、勧誘、誘惑し若しくは同居せしめ、又は強要、勧誘、誘惑し若しくは同居せしめようとし、又は、娼家に居住するよう婦人を強要し、又は勧誘、誘惑、周旋若しくは強要しようとし、又は娼婦の生涯を送るよう強要し又は勧誘、誘惑、周旋若しくは強要しようとする者は、重罪とし、有罪の判決に依り二年以上二十年以下の拘禁及び五千弗以下の罰金に処する。

三、売淫、若しくは不道徳を目的をもつて、又は本州内の娼家に入るよう婦人又は少女を勧誘、誘惑、周旋し又は強要、勧誘、誘惑、強要しようとする者は、重罪と見做し、有罪の判決により二年以上二十年以下の拘禁及び五千弗以下の罰金に処する。

四、婦人をしてその配偶者でない一人以上の男子と同棲せしめる目的をもつてこれを娼家その他の場所に置いた代償として金銭その他の財物を收受する者は、重罪とし、有罪の判決により二年以上二十年以下の拘禁及び一千弗以下の罰金に処する。

五、婦人を、その同意を得又は得ないで、不道徳を目的をもつてこれを娼家その他の場所に置くために婦人を周旋する代償として、金銭その他の財物を支拂又は交付する者は、重罪とし、有罪の判決により二年以上二十年以下の拘禁及び五千弗以下の罰金に処する。

六、婦人の同意を得又は得ないで、不道徳を目的のために婦人を周旋し且つこれを

人の監禁の下に置いた代償として、故意に金銭その他の財物を收受する者は、重罪とし、有罪の評決に依り、三年以上二十五年以下の拘禁及び五千弗以下の罰金に処する。

七、婦人をして、直接又は間接に、その自発的な勤務又は娯楽に依り娯家その他の場所において買ひ又は買つたと称する金銭債務その他の債務を支拂、清算又は相殺せしめるべく強要する目的のために、その娯家その他の場所にこれを留置、拘留若しくは拘束し又は留置、拘留若しくは拘束しようとする者は、重罪と見做し、有罪の評決により、三年以上二十五年以下の拘禁及び五千弗以下の罰金に処する。

八、売淫を業とする婦人の収入中より、情を知りながら、何等対価を支拂わぬで、金銭その他の財物を取得、收受、徴収又は流用する者は、重罪と見做し、有罪の評決により、三年以上二十五年以下の拘禁及び一千弗以下の罰金に処する。

本條違反事件の訴訟手続又は裁判においては、金銭その他の財物を取得し、收受し、徴収し又は流用した事實は、何等対価を支拂わぬかつたことの推定証拠とする。九、婦人の証言がその他の証拠に依り補強せられなければ、その証言に基いて、本條により有罪の評決はなされないとする。ヘ一九一〇年法律第六一八号。

三 カリフォルニア州刑法 一九四九年

第一編 犯罪及び刑罰

第九章 人及び礼節道徳に対する罪

第一節 強姦、誘拐、少々の姦淫、誘姦

(Rape Abduction Carnal Abuse of Children and Seduction)

第二六六条 十八歳以下の良家の未婚女を姦淫し又は唆して売淫の爲め又は男と不義の肉交をなさしむる爲め職業を営む娯家等に入らしめたる人及び之を補助する人及び

産物を以て其他欺罔の方法を講じて之をして娯家と不義の肉交をなさしめたる人は五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に処す。

第二六六条 其意に反して目づ其同意なくして若しくは之を欺罔し又は虚言を吐きて同意を得たる上淫売婦とするため州内に於て之を取りたるものは五年以下の州獄禁錮及び一千弗以下の罰金に処す。

第二六六条 淫売婦とする自由を以て若しくは非倫の自由を以て其意に反して國家に之を置く目的を以て之を買ひ又は金銭其他有価物を払へる人は重罪に該當す。

第二六六条 其同意を得たと得ずるとを問はず不倫の自由を以て之を買ひ又は賣る若しくは之を監置せる爲め金銭其他有価物を取得する人は重罪に該當す。

第二六六条 暴力脅迫誘拐其他何等かの方法によつて其妻を娯家に置き又は残し

又は他人をして買かしめ又は残さしめ若しくは其妻を又或は妾に置き又は残すことを默許する又は同意する又は許す若しくは専ら之に預かることを許す人は重罪として三年以上十年以下の州獄禁錮に処す。本条の新造に於ては妻は其夫に反対する能人たるに能くする。

第二六七条 淫褻婦とする爲め其同意を得ずして其父母後見人其他其女の身体を損傷せる人より十八才以下の女を取りたる人は五年以下の州獄禁錮及び一千弗以下の罰金に処す。

第八節 風俗を褻瀆する風体、見世物、書籍、印刷物、家屋

(Indecent Exposure, obscene Exhibitions, Books and Prints, and Bawdy and other Disorderly Houses)

第三一五条 州内に於て又或は邸屋又は娼寮の目的を有する家を所持せる人若しくは故意に斯る家に住せる人は重罪に該當す。斯る家を所持すること又は之に通ふことに關する訴追に於ては世間の評判を其家の性質其所持され又は用ひらるる目的之に庄居し之に通ふものの性質に關する適當の証拠とすることを得。

第三一六条 隣り合ひの家の平和無安行儀を常習的に擾亂する不秩序な家庭會所又は又或は邸屋を目的とせる家又は公衆遊び場を所持する人若しくは不秩序な遊樂を所持する人及び會會所又は又或は邸屋の目的に使用せらるることを知りながら邸屋又は遊樂を樹する人は重罪に該當す。

第三一八条 誘惑によりて又は手段を弄して賭博又は又或は邸屋を目的とせる部屋更動其他の場所に行く個人を誘惑する人は重罪として六ヶ月以下の郡獄拘禁又は五百弗以下の罰金又は双方に処す。

(四) フランス刑法

第三百三十四條 一九四六年四月十三日ノ左の者は娼婦媒介者として看做し六月以上二年以下の禁錮及び二十万フラン以上二百万フラン以下の罰金に処する。但し此の規定により更に重い刑に処することを得。

一 情を知りながら娼婦の如何を問はず他人の売淫又は売淫の爲めの誘引を援助し、補助し又は援護する者

二 形式の如何を問はず、他人の売淫の収益を分配し、又は常習として売淫を爲す者から補助を受ける者

三 常習として売淫を爲す者と情を知つて同居する者が、自己の生活を支えるに充分な収入を証明することが出来ないとき、

四 同意の有無を問はず売淫の爲め婦人へ成年の婦人を含むを誘引し、誘惑しあるいは抱え又は婦人を売淫若しくは淫行せしめる者と強も亦同じ

五 名前の如何を問はず売淫若しくは淫行を爲す者と他人の売淫若しくは淫行により利

左の四に若しくは之に對して支拂う者との間の仲介をなす者
第百三十四条之二の一九四六年四月十三日、左の場合に於ては二年以上五年以下の
禁錮及び五十万フラン以上五百万フラン以下の罰金に処する。

一 未成年者に對して犯されるとき

二 査制、職權濫用又は欺罔を伴うるとき

三 本罪を犯す者が公然又は隱匿して武器を所持してゐるとき

四 本罪を犯す者が被害者の夫、父、母若しくは後見人又は第百三十三條に掲げる者
の一人に該當する者であるとき

五 本罪を犯す者がその職務上而して、衛生の保持、公共秩序の維持に助力す
べき者であるとき

前項として二十一才未満の男子若しくは女子、精神に疵あるも十六才以下の未成年者
の殴打又は脅迫を誘致、獎勵又は容隠にして風俗を擾亂した者は第一項に規定する刑
に処する。但し本条又は公然の誘引を罰する規定に於て之より重い刑を定める場合は、
此の限りでない。構成要件に該當する諸行為が異なる国々に於て為された場合と雖も、
亦三百三十四條及び本条に規定する刑が適用される。

第百三十五條へ一九四六年四月十三日、販賣施設を直接若しくは人を介して保有する
者、之を管理、支應若しくは運搬する者、又はホテル、住宅、下宿、酒場、クラブ、サ
ークル、ダンスホール、興行場、此等の附屬建物若しくは公共に開放利用される何等か

の場所の保有者、管理人若しくは支應人でありながらその内部に毒物を為す婦女子の存在
することを常習的に寛容する者は前條に規定する刑に処する。右に掲げる保有者、管
理人又は支應人を幫助する者は同一の刑に処する。十年内に再び犯すときは刑を二倍
に加重する。

前項に掲げる施設内に於て罪が犯され、その保有者、管理人又は支應人が前條又は本
條の適用により有罪とされる場合に於ては、判決に於て被告の有する免許を取消し、
更に当該施設の閉鎖を命ずることが出来る。第百三十四條、第百三十四條之二及
び本條の罪の一又はその未遂を以て有罪とされた被告はその刑を受けたる日から起算し
て二年以上二十年以下の範圍内に於て第四十二條に掲げる権利を剝奪され、後見人又
は財産管理人にたることを禁止される。

更に、如何なる場合に於ても右被告は判決を以て十年以内で滞在禁止を命ぜられる。
第百三十四條、第百三十四條之二及び本條に掲げる罪の未遂は此條の罪に付き定
める刑を以て罰する。

改正前のフランス刑法

第百三十四條へ一九二二年二月二〇日法律、左の者は六月以上三年以下の禁錮及
五十フラン以上五十万フラン以下の罰金に処す

一、二十一才未満の男子又は女子の誘導又は淫行を常習的に勧誘し、補助し若は之を容易ならしめ以て風俗を壞乱したる者

二、他人の慾情を満足せしむる為未成年婦女を淫行の爲勧誘し、誘惑し又は誘拐したる者但し本人の同意ありたる場合と雖も本同じ

三、他人の慾情を満足せしむる為成年婦女を淫行の爲誘惑若は誘拐したる者又は其の他の方法を以て勧誘、誘惑若は誘拐したる者

四、契約せる買續を理由とするも同様の方法に依り成年若たるを拘はる其の意思に反して淫行の場所に置ぎ又は売淫を強制したる者又、母、教員人又は其の姉弟三百三十三条に定むる者以上の罪を勧誘し、補助し、又は之を容易ならしめたるときは三年以上五年以下の禁錮に処す

違反を構成すべき要因たる各種の行為を夫々異なる箇に於て成就したる場合と雖も本以上の刑を適用す

以上の罪の未遂も本同一の刑に処す

第三百三十五条へ一九二二年一月二〇日法律、前条に定むる罪若は未遂罪の犯人に對しては一切の後見及財産管理並に親族会の参加を以下の如く禁止す——前条第一号乃至第四号に適用すべき者は二年以上五年以下、本条次項に定むる者は十年以上二十年以下の期間

父又は母本罪を犯したるとき若は其の未遂罪に對しては民法第一九編「親族」

に依り子の身上及財産に付き与へらるべき権利並に利益を剝奪す

以上の凡ての場合に於て其の趣趣人を判決を以て居住禁止の処分にすることを得、但し禁止期間中は本法第一項の定めるところを遵守すべきものとす

(ウ) 現行ドイツ刑法典

第十三章 風俗を害する重罪並に罪

第百八十条 常習として、又は利己心に因り淫行の機会を周旋し、又は之を援助若は調達することに依つて淫行を助成したる者は、淫行媒介人 *Uppeller* の罪を以て一ヶ月を下らざる懲役刑に処するものとし、同時に罰金、公収の剥奪、並に警察監視を課する旨を言渡すことを得。該罪情狀を存するときは一日の懲役刑に下すことを得。

母に依り *Bordell* を經營し、又は枝條類似の經營を爲すは淫行媒介と看做す。

十八歳以上の者に住居を提供したる者は、是と共に住居の提供を受けたる者の採取を伴ひたるとき又は淫行の爲に此の者を募集し又は強制したる事實を伴ひたるときに限リ、本条第一項に基きて処罰す。

第百八十一条 娼業として淫行を営む婦人の不適格なる管刺を採取して、生計の負の全部又は一部とする男子、又は常習として若は利己心に因り娼業なる娼業の執行に與りてかくの如き婦人に娼業を与へたる者、又は其の趣之、助成したる者へ淫行助成者

Justiz は、一月を下らざる監禁に処す。

淫行助成者が当該の婦女の夫なるとき、又は淫行助成者が暴行若しくは脅迫を施用して婦女の同意なる営業の執行を強制したるときは、一年を下らざる監禁に処す。
監禁に併科して公権を剥奪し警察監視を認め、並に第三百六十二条第三項及び第四項に規定したる結果を以て地方警察官庁に附託する旨を言渡すことを得。

(七) 一九二七年ドイツ刑法典

第三十二章 淫行媒介 *Upheld* 婦女売買 *Verkauf von Mädchen* 淫行補助 *Beihilfe*

第三百四条 自己の仲介に依り又は機会を授けし若しくは之を周旋することによって淫行を助成したる者は淫行媒介の罪を犯したるものとす。特に被疑 *bedeutet* 若しくは被疑に類似の経路を維持するは淫行媒介と看做す。

第三百五条 利己心に基き *aus Egoismus* 淫行媒介の罪を犯したる者は禁錮に処す。十八才以上の者に住居を提供したる者又は座騎して住居の提供を要したる者を懲罰し又は淫行の爲に之を誘致し若しくは淫行の爲に之を募集したる場合に限り本条第一項に依り処罰す。

第三百六条 十八才未満の者につき淫行媒介の罪を犯したる者は五年以下の懲役に処す。狡猾なる策略を用いて淫行媒介の罪を犯したる者亦前項の刑に同じ。

第三百七条 前項の要につき淫行媒介の罪を犯したる者は十年以下の懲役に処す。

父母、養親、継親、祖父、母及び育親、後見人及び親族、其の子、養子、継子、孫、育子、被後見人若しくは被親族の人につき淫行媒介の罪を犯したるとき、並に同居、教師及び教育者其の教育若しくは養育に委託せられたる生徒若しくは内弟につき淫行媒介の罪を犯したるとき亦前項の刑に同じ。本項の規定は僱約者間に於ける同金の返答に對しては之を適用せず。

婦女売買 *Verkauf von Mädchen* 児童売買 *Kinderverkauf*

第三百八条 婦女又は十八才未満の者を淫行に勧誘するを以て業とする者、又はかくの如き勧誘を補助するを以て業とする者は懲役に処す。

淫行に勧誘するの意図を秘して婦女又は十八才未満の者を以て其の改節を去るの決意を為さしめ、又はその郷土より拉引したる者、又はかくの如き行為を補助したる者亦前項の刑に同じ。

淫行補助 *Beihilfe*

第三百九条 男子他人と淫行を爲む婦女の淫行に由來する利得を接取して生計の全部若しくは一部たらしめたる者、又は同者として若しくは利己心に基きてかくの如き婦女の淫行に従事するを保護し、又は其の淫行に従事するを助成したるときは五年以下の懲役に処す。

一九三〇年ドイツ刑法 第百九条

第二十二章 淫行媒介 *Kuppelei* 婦女売買 *Verkauf von Mädchen*

淫行補助 *Nachhelfer* に關する罪

淫行媒介 *Kuppelei*

第百四條 本法に於て淫行媒介 *Kuppelei* と称するは、機会を圖み、此と若くし面するに依つて他人の間に於ける淫行を助成するを謂ふ

第百五條 娼業として若くは豫め由に淫行媒介の罪を犯したる者又は娼樓若くは娼樓類似の營業を經營したる者は監禁役に処す、

十八才以上の者に淫行の爲に住居若くは娼屋を貸与するを業とする者は、本人を採取し若くは淫行の決意を導かしめ、又は之に淫行を誘ひたる場合に限り、同一項によつて之を処罰する

第百六條 十八才未満の者によつて淫行媒介の罪を犯したる者は五年以下の重懲役に処す

後掲の策略を用ひて淫行媒介の罪を犯したる者は前項の刑に同じ

第百七條 妻によつて淫行媒介の罪を犯したる者は、父母、養父母、継父母、祖父母、育親、後見人及び保佐人にして其の子、養子、継子、孫、育子、被後見人若くは被保佐人によつて淫行媒介の罪を犯したる者は第百六條の場合を脱ぎ、監禁役に処す、

第百八條 第百七條の場合を除き、徳義上の点に於て保護するを要する者によつて、教育救済の意思に反して淫行媒介の罪を犯したる者は前項の刑に同じ、

第百九條 第百七條第一項に記載したる種類の関係に在る十六才以上の者の非自業的淫行を、刑已の爲にあらすして必起したる場合に於ては、第百六條第一項及び第百七條第一項の規定を適用せず、

婦女売買 *Verkauf von Mädchen*

児童売買 *Kinderhandel*

第百八條 二十一才未満の婦女を商業的淫行の爲に羅致、拉致若くは拘引するを以て要とする者、又は児童を不特定人との淫行の爲に羅致、拉致若くは拘引するを以て業とする者、又はかくの如き行爲を補助したる者は重懲役に処す、

暴力、脅威なる脅迫若くは偽計を以て、又は名望を濫用して商業的淫行の爲に二十一才以上の婦女を羅致、拉致若くは拘引したる者、又はかくの如き行爲を補助したる者の刑は前項に同じ

淫行補助 *Nachhelfer*

第百九條 商業的淫行に従事する婦女を採取することに依つて生計の資の全部若くは一部を得る男子は、五年以下の重懲役に処す、
刑已の念に因り商業的淫行に従事する婦女の淫行を隠蔽し保護し、若くは助成したる男子の刑は前項に同じ、

イタリヤ刑法典

第九章 公憤及び風俗に対する犯罪に就いて

第二節 性の節候及び名譽に於ける侵辱に就いて

第五二七条 凡そ公の場所又は公衆に開放又は曝示せしむる場所に於て猥褻行為を行ふ者は三月乃至三年の懲役を以て罰せらる、

第五三一条 凡そ他人の淫慾に供する者未成年者又は精神上の疾病又は欠陥の状態に在る者を売淫に誘導し若くは之に墮落を勧誘する者は一年乃至五年の懲役及び三千乃至一万リールの罰金を以て罰せらる、

若し陳腐の未成年者又は使役又は労働の故に因り他人に委託せられたる未成年者の損害に於て所為を犯すときは刑を増大す、

左の事由あるときは刑を二倍とす、

一 若し未だ十四歳に満たざる者の損害に於て所為を犯すとき、

二 若し他人が尊属、尊姻屬、養父又は養母、夫、兄弟、姉妹、後嗣人なるとき、

三 若し保佐、教育、訓育、監視又は監守の故に因り他人に委託せられたる者なるとき、

第五三二条 凡そ他人の淫慾に供する者女性卑屬、妻、姉妹若くは成年に達したる直系卑姻屬を売淫に誘導する者は六月乃至四年の懲役及び三千乃至一万リールの罰金を以て罰せらる、

若し他人と賣淫を容易にしたるのみあるときは刑を二分の一に減ず、

第五三三条 凡そ他人の淫慾に供する者暴行又は脅迫を以て未成年者又は成年の婦女に売淫を強制する者は二年乃至六年の懲役及び五千乃至一万五千リールの罰金を以て罰せらる、

若し既婚の婦女又は使役又は労働の故に因り他人に委託せられたる未成年者の損害に於て所為を犯すときは刑を増大す、

第五三一一条 第一号、第二号及び第三号の予見したる場合に於ては刑を二倍とす、

第五三四条 凡そ売淫に依り婦人の得たる收得を利用し以て之をして縦令一節分たりとも自己を支持せしむる者其所為が一偏重を構成せざるときは二年乃至六年の懲役及び四千乃至一万リールの罰金を以て罰せらる、

第五三五条 凡そ未成年者又は精神上の疾病又は欠陥の状態に在る婦人の他國の領域に於て売淫に取引せらるべきことを知りつゝ其之に欺くことを誘導し若くは出發を容易ならしむる者に介入する者は六月乃至三年の懲役及び三千リールを降らざる罰金を以て罰せらる、

第五三一一条 第一号、第二号及び第三号の予見したる場合に於て若くは縱令別個の國へ向ふとするも二人又はより多数の損害に於て所為を犯すときは刑を二倍とす、

第五三六条 凡そ未成年者又は成年の婦人の他國の領域に於て売淫に取引せらるべきことを知りつゝ暴行又は脅迫を以て其之に欺くことを強制する者は一年乃至五年の懲役

及び五千リールを降らざる罰金を以て罰せらる

外国に於て脱逃に取引せらるべきことを知りつつ欺罔を以て成年の婦女に他国の領域に趣くことを欲せしめ若くは出発を容易ならしむる爲に介入する者は同地に取す

第五三三條 第二項を適用す

第五三七條 前二條の予見したる犯罪は内国人外国領域に於て犯すときと 同も亦之を罰すべきものとす

第五三八條 第五三一條の予見したる犯罪に因る処刑には拘禁保身処分を添附することを得 第五三二條、第五三三條、第五三四條、第五三五條及び第五三六條の予見したる場合には常に拘禁保身を処分を添附す

(十) スイス連邦統一新刑法典（一九三七年）

第二編 名 則

第五章 風俗に対する罪

第五百十九條 犯人が營業として淫行を媒介したるとき、時に犯人が娼婦を僱用したるときは五年以下の重懲役又は之以上の重懲役に処し、其の公権を停止す、
犯人が未成年者の淫行を媒介したるときは、刑は十年以下の重懲役とす、
何れの場合に於ても犯人には罰金をも課渡し、犯人が外国人なるときは、国家追放を

も課渡し

第五百一十條 營業的淫行者の風俗を害する旨の *unsittliche Handlung* を利用し、之に依りて自己の生計の全部若くは一部を維持したる者

利己心に因りかくの如き者の營業の執行に際し保護を与へたる者は五年以下の重懲役又は之以上の重懲役及公権の停止に処す、

第五百二條 他人の淫行を助成する爲に婦女又は未成年者を取引の客体と爲し、特に犯人が同等の者を募集し、拉致し又は拐奪することに依つて婦女又は未成年者を取引の客体と爲したるとき重懲役に処す、

(2) 左の場合に於ては刑は三年以上の重懲役とす、

婦女又は未成年者が、十八才未満の者なりしとき

婦女又は未成年者が犯人の妻、子、孫、養子又は継子なるとき

又は婦女又は未成年者が犯人に保育、保護又は監督の委託せられたる者なるとき、

犯人が奸策、暴力、脅迫又は強制を施したるとき

犯人が婦女又は未成年者の困窮状態又は雇傭關係に因つて設定せられたる依存關係を濫用したるとき

婦女又は未成年者が外国内に連れ去られたるとき

婦女又は未成年者を營業的淫行媒介者に引渡すことを目的とするととき犯人が婦女を賣買又は児童売買と營業として行はるとき、

(イ) 婦女売買又は児童売買の準備を爲した者は重懲役又は監禁に処す。
(ロ) 石川の場合に於ても罰金を言渡し、また犯人が外国人なるときは国外追放を言渡し、
渡す。

犯人が外国に於て本条の罪を犯しスイス国内に於て逮捕せられたる場合に於て犯人が該外国に引渡されるときにして、此の犯人が犯罪地に於ても罰せらるるとき亦犯人を処罰す。

三、売春に関する国際條約（日本に關係あるもの）

(一) 職業ヲ行ハシムル爲の婦女売買禁止ニ関スル國際條約及最終議定書

一九百十年五月四日 巴黎ニ於て作成

大正十四年十月二十一日 加入通告書寄託

大正十四年十二月二十一日 公布

加入通告書寄託の日ヨリ六月ヲ經テ實施

朕摺密顧問ノ諮詢ヲ經テ一九百十年五月四日佛蘭西國巴黎ニ於テ締結國外ニ屬國
間ニ締結セラレタル職業ヲ行ハシムル爲ノ婦女売買禁止ニ関スル國際條約ニ具ノ最終
議定書（以下項ニ規定セラレタル年令ノ制限ニ代フルニ滿十八才ヲ以テスルノ權利ヲ確保
シテ加入シテ九百四年五月十八日佛蘭西國巴黎ニ於テ佛蘭西國外十一箇國に締結セラ
レタル職業ヲ行ハシムル爲ノ婦女売買取締ニ関スル國際條約ト共ニ茲ニ之を公布セシ
ム

大正十四年十二月二十一日

職業ヲ行ハシムル爲ノ婦女売買禁止ニ関スル國際條約左ノ諸國ノ君主元首及政府ハ
「トトレート・デ・ジャンシユ」ハ職業ヲ行フシムル爲ノ婦女売買（ナル名称ヲ以テ知ラ
ルル売買ノ禁止ヲ嚴密ナラシムルコトヲ均シク希望シ之が爲メ約を締結スルコトニ

我々其十九年七月十五日ヨリ二十五日迄在里ニ於テ会合シタル第一會合ニ於テ

一提案ノ可決セラレタルニ鑑ミ其ノ全權委員ヲ任命セリ
右全權委員ハ十九年四月十八日ヨリ五月四日ニ至ル迄在里ニ於テ第二回會合ヲ

開座シ左ノ條項ヲ決定セリ
第一條 何人タルヲ向ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為メ行ハノ目的トミテ永年ノ

セヲ勸誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖モ又犯罪ノ構成
要素タル各行爲ガ更リタル限ニ直リテ遂行セラレタルトキト雖モ罰セラルヘシ

第二條 何人タルヲ向ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為メ行ハノ目的トミテ詐欺ニ依リ
又ハ暴行、脅迫、暴力、強用其ノ他一切の強制手段ヲ以テ成年ノ婦女子を勸誘シ誘引シ

又ハ拐去シタル者ハ右犯罪ノ構成要素タル各行爲ガ更リタル限ニ直リテ遂行セラレ
タルトキト雖モ罰セラルヘシ

第三條 締約國ハ現行法則ニ基テ定ムル犯罪ヲ防遏スルニ充分ナラザルトキハ右
犯罪ヲ更ノ嚴重ニ從ヒ処罰スル爲メ必要ナ措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機關ニ

提案スヘキコトヲ約ス
第四條 締約國ハ本条約ノ目的ニ達シ自國ニ於テ既ニ制定シ又ハ制定スルコトアル法令ヲ併
爾面夫和國政府ヲ介シテ互ニ通報スヘシ

第五條 第一條及第二條ニ定ムル犯罪ハ本条約實施ノ日ヨリ締約國間ノ裁判系統ニ依
リ判決ヲ受スヘキ犯罪中ニ当然輸入セラレタルモノト看做サルヘシ

前項ノ規定ハ現行法則ヲ変更スルニ非サレハ之ヲ実行スルコト能ハサルトキハ締約
國ハ必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機關ニ提案スルコトヲ約ス

第六條 本条約ニ定ムル犯罪ニ關スル司法行政事務ノ囑託ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ
一、司法行政官ノ直接通信

二、被囑託國ニ駐在スル囑託國ノ外交官又ハ領事官ノ中ハ該官更ハ直接ニ當該官
ニ司法事務囑託書類ヲ送達シ且該書類ヨリ右囑託ノ実行ヲ確証スル書類ノ送達ヲ直

接ニ受クルモノトス
（前記ニ述ノ場合ニ於テハ被囑託國ノ上級官廳ニ對シ同時ニ附ニ該司法行政事務囑託
書類ノ附本ヲ送附スヘキモノトス）

三、外交手続
各締約國ハ其ノ各締約國ヨリ發スル司法行政事務ノ囑託ニ付其ノ認定スル前記囑託方

法ヲ該國ニ宛テタル通信ヲ以テ知ラシムヘシ本条第一号及第二号ノ場合ニ各アル
ル囑託ニ關シテ生スルコトアルヘキ一切の紛争ハ外交手段ニ依リ処理セララルヘ

シ
別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外司法行政事務囑託書類ハ被囑託官廳ノ用紙若ハ兩國原

圖樹ニ發見シタル圖紙ヲ以テ作成セラレタルモノナルカ又ハ右兩國中ノ一ヲ以テ

作成セラレタル試文ヘ囑託國ノ外交官若ハ領事官又ハ被囑託國ノ宣誓ヲ爲ミタル

通知ノ認定アルモノノ附附シタルモノナルコトヲ專ス
司法行政事務囑託ノ執行ニ付テハ手数料又ハ費用其ノ性質ノ如何ヲ向ハス償還ヲ請求

セラルルコトヲオガルヘシ

第七條 締約國ハ本條約ニ定ムル犯罪ニシテ其ノ構成要素タル各行為ガ具リタル國ニ
貢リテ送行セラルタルモノニ關スル犯罪人名義ヲ互ニ送付スヘキコトヲ約ス
右文書ハ十九百四年五月十八日巴里ニ於テ締結セラレタル協定第一條ニ從テ協定
セラレタル官憲ニ依リ他ノ締約國ノ同意ノ官憲ニ直接ニ送達セラルヘシ

第八條 非署名國ハ本條約ニ加入スルコトヲ得之方為ニハ非署名國ノ文書ヲ以テ其ノ
意思ヲ通告スヘク該文書ハ他締約國共和政府ノ記録ニ登記セラルヘシ同政府ハ外交
手續ニ依リ其ノ記録應手各締約國ニ送付シ同時ニ其ノ登記ノ日ヲ通知スヘシ右加
入通告書ニ於テハ本條約ノ目的ニ對シ加入國ノ制定シタル法令若キ處知スヘキモノ
トス

本條約ハ加入通告書登記ノ日ヨリ六月ヲ至テ加入國ノ全領域ニ適用スラルヘク
該國ハ締約國ト為ルモノトス本條約ニ加入シタルトモハ當然ニ且特別ノ通告ナクシ
テ十九百四年五月十八日ノ協定ニ從ニ且全部加入シタルコトト為ルヘク同協定ハ本
條約ト同日ヲ以テ當該加入國ノ全領域ニ適用スラルヘシ

尤モ前項ノ規定ハ十九百四年五月十八日ノ右協定第七條ヲ變更スルモノニ非ス同條
ハ一回カ右協定ノミ加入セムト欲スル場合ニ適用アルモノトス

第九條 及至十二條皆略

議定書

在ノ各全權委員ハ本條約ノ條約ニ署名スルニ當リ本條約ニ署名スルニ當リ本條約第一條
第二條及第三條ハ左ノ趣旨ニ依リ了解スヘキモノナルコトヲ宣明ノ趣旨ニ從ハ八締約國カ
其ノ立法權ヲ行使シ以テ既成ノ約定ヲ變更シ又ハ之ヲ補充スルノ措置ヲ執ラムコトハ希
望スヘキモノナルコトヲ指示スル 右宣明アリト認ム

(一) 第一條及第二條ノ規定ハ締約國カ他ノ國カハ犯罪則ハハ詐欺又ハ強制手段ヲ以テセ
サル故年若ノ勸誘ノ如キモノヲ適用スルニ付對ニ自由ナルコト當然ナリトノ趣旨ニ
於テ之ヲ最少限度ノ屬限スルコトヲ要ス

(二) 第一條及第二條ニ定ムル犯罪ノ禁止ニ付テハ一國ノ故年ノ婦女 故年ノ婦女ニナル語
ハ兩ニテテ未滿スル以上ノ婦女ヲ指スモノト解セラルヘシ但シ何レノ國籍ノ婦女ニ付
シテモ同一ニ適用スルコトヲ條件トシテ該令ヲテ保護年令ヲ更ニ高ムルコトヲ得

(三) 右犯罪ノ禁止ニ付テハ法令ニハ附ニ自由刑ヲ規定スルコトヲ要ス但シ他ノ主刑又ハ
附加刑ノ材料ヲ妨クルコトヲナシ前法令ニハ被害者ノ年令兩條ヲ別トシテ例ハハ第一條
ニ定ムル情狀又ハ被害者ガ果敢執行ニ從事スルニ至ラシメラル事案等當該事件ニ
附生スルコトアルヘキ種々ノ加重情狀ヲ考量スルコトヲ要ス

(四) 婦女ヲ其ノ意ニ反シテ強行ヲ業トスル屋内ニ遊樂シタル場合ハ其ノ重大ナルニ拘ラ
ス等ヲ國內立法事項ニ屬スルノ故ヲ以テ之ヲ本條約中ニ規定セザリシモノナリ
本議定書ハ本條約ノ一節ヲ改スルモノト看做サルヘク且之ト同一ノ効力ハ應

及期向ヲ有スルモノトス

總則ヲ行ハシムル爲ノ附々規定政略ニ附スル國際協定

十九百四年五月十八日 巴黎ニ於テ作成

第一條 各締約國政府ハ外國ニ於テ爾等行ヲ目的トスル船舶ヲ紛惑ニ関スル一切ノ報道ノ
確據ヲ任務トスル官廳ヲ設テ又ハ指定スルコトヲ酌ス右官廳ハ他ノ各締約國ニ設テラル
ル同種ノ部局ト直接ニ通信スルノ权限ヲ有スハシ

第二條 各國政府ハ航行ニ從事セシメルハキ船舶ヲ引率者特ニ序車場 乘船港及途中ニ於
テ搜索スル爲看視ヲ行フコトヲ酌ス右目的ノ爲當該官吏又ハ當該資格ヲ有スル其ノ他ノ
一切ノ看ニ對シ犯罪酌定員ノ搜索ニ資スヘキ一切ノ報道ヲ支度ノ範圍内ニ於テ蒐集スヘ
キコトヲ訓令スヘシ

右規定ノ正犯 天紀又ハ被害者ト明ラカニ認メラルル者到着シタルトキフ必要ニ応シ目
的地ノ官廳 國庫ノ外交官廳クハ領事官又ハ其ノ他ノ當該官廳ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 各國政府ハ港室ニ從事スル外國々籍ノ船舶ヲ身元及身分ヲ明ラカニスル爲並其ノ
船中ヲシテ本國ヲ去ルニ至ラシメタル者ヲ搜索スル爲必要ニ応シ且該規定ノ範圍内ニ於テ
右船舶ノ陳述ヲ聽取セシムルコトヲ酌ス應某セラレタル報道ハ右船舶ノ送還セラルルコ
トアルヘキ場合ノ爲ノ本國官廳ニ之ヲ通知スヘシ

各國政府ハ犯罪酌定員ノ被害者力府ニ屬リタルトキフ一時的送還セラルルコトアルヘ
キ場合ノ爲公私ノ救済所又ハ必要ナル保護ヲ授與スル個人ニ法規ノ範圍内ニ於テ且出乘

得ル限リ之ヲ準託スルコトヲ酌ス

各國政府ハ右船舶中送還ヲ要求スル者又ハ右船舶中送還者ヨリ請求アリタル者ヲ法規ノ
範圍内ニ於テ且該船舶ヘク 其ノ本國ニ送還スルコトヲ酌ス送還ハ身元及國籍並國應到着
ノ場所及日ヲ了知シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス各締約國ハ其ノ領域内ノ通過
ヲ容易ナラシムヘシ

送還ニ關スル通信ハ該船舶ヘク直接ノ手段ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第四條 送還セラルヘキ船舶中其ノ確據費用ヲ支弁スルコトヲ得ス且自己ニペリ支拂
ヲ爲スヘキ者 兩親又ハ後見人ヲ有セサルトキフ送還ニ要スル費用中其ノ本國ニ向ヒ銀
三並キ回風スハ乘船港ニ至ル迄ノ分ハ右船舶ノ居住スル國ノ負擔トシ該余ハ其ノ本國ノ
負擔トス

第五條 右三條及第四條ノ規定ハ締約國政府間ニ存在スルコトアルハキ特殊條約ノ効力ヲ
妨クルコトナシ

第六條 締約國政府ハ船舶ヲ外國ニ於テ爾等搜索ヲ掌ル紹介所ニ對シ法規ノ範圍内ニ於テ販
ヘク監視ヲ爲スコトヲ酌ス

第七條 以下 省略

四 十九百三十三年十月十一日にジュネーヴで締結され

成年船舶子売買の禁止のその國際條約

第一條 何人であつても、他人の眞意を満足せしむるために、他國を行われる旅行を目的として、放年の婦女を勧誘し、誘引し、又は連れ去つて看は、本人の承諾を得る場合でも、この犯罪の構成要素である諸種の行為が異なつた國を遂行した場合でも、処罰し得なければならない。

未遂罪及び、法の範圍を前記の犯罪の予備行為と見た。処罰しなければならぬ。

この条の適用上「面」という語句、当該締約国の殖民地及び保護領並にその宗主権下の地域及び同締約國に統治を委任されたる地域を含む。

第二條 締約國は、現在その法令が刑名に明記した犯罪に對処するに充分でざるいとせば、この犯罪がその嚴重に從つて処罰せられることを確保するを爲に必要を措置を採ることを約束する。

第三系 締約国は、この条約及び附帯及び児童の売買禁止に關する十九百十年及び十九百十年及び十九百二十一年の条約に關げを犯罪する。その構成要素である強姦の行為が、異なつた国において遂行せられ、か又付遂行せられようとしたものを行つたか、又はその行おうとしを男々に關して、次の情報へ又は当該國の法令の下で提出せらる類似の情報とを相互に通報することを約束する。

(4) 有罪の判決の訖録及び犯罪者に關して知られる肩負有關係、たとへば、戸籍、人物、音、指紋、写真、警察の記録、犯行の手口等

(中) 犯罪者に対し適用されたる入国拒否又は国外追放の措置に関する明細

これ等の文書及び情報曰、十九百四年五月十八日にパリにおいて締結された協定の第一
一条に於て指定せられた官憲が、各事件ごとに肉体國の官憲に対し、直接に且つ遅滞
なく、また、さうれば犯罪、有罪の判決、入国拒否又外國外追放が正當に課せられ
をすべしとの場合に差付られければ有らぬ。

第四系 この系約は千九百十年及び千九百十一年の系約の解決又威嚇用に向シ又締約國間と何らかの紛争を生シ、これの外交手段によつて満足に解決されぬかつを以ては、この紛争は、國際紛争の解決に向シ、締約國間に効力を有する收束に従つて解決し得べしとある。

締約國間に有効なこのような規定が存在し、或は、この紛争は、仲裁裁判又は司法的解決に附せなければならぬ。他の裁判所の選択について合意がある場合においては、紛争中のすべての締約國が國際司法裁判所規程の當事國であるときは、この紛争は、當事國のいずれか一國の請求によつて、國際司法裁判所に付託しなければならぬ。また、紛争中のいずれかの締約國が國際司法裁判所規程の當事國でない場合は、國際紛争の平和的処理の左めの千九百七年十月十八日のハーグ条約に依つて設立され、仲裁裁判所に付託しなければならぬ。

第五條 フランス語及び英語の本文を双方共に正文とする。この条約は、今日の日付を有し、西曆一千九百三十四年四月一日に至るまで、國際連盟のすべての加盟國及びこの条約を批准し、公證に代表される非加盟國又或國際連盟理事會がその目的のため、こ

の条約の原本を送付した加盟国に於ける署名のために調印せらるるものとする。

第六条 この条約は批准せらるるものとする。一九四四年十一月一日以後に批准書は

國際連合事務総長に送付し得られらるる旨の、事務総長は、その受領をすべし。國際連合加盟国及び事務総長が条約の原本を送付した非加盟国に通告し得られらるる旨の、

第七條 國際連合加盟国は、この条約に加入することを得る。

國際連合不腐社会理事會がこの条約を正式に通報することを得る。このある非加盟国については同様とする。

加入書は、國際連合事務総長に送付し得られらるる旨の、

事務総長は、この受領をすべし。國際連合加盟国及び事務総長が条約の原本を送付した非加盟国に通告し得られらるる旨の、

第八條 この条約は、國際連合事務総長が二重の批准書又は加入書を受領した時から六十日の後に效力を生ずる。

この条約は、その效力発生の日に事務総長が登録する。

その後の批准書又は加入書は、事務総長が受領した時から六十日の後に效力を生ずる。

第九條 この条約は、國際連合事務総長に於ても通告によつて廃棄することを得る。この廃棄は、廃棄通告の受領の一年後に、廃棄を通告した国に於けるその効力を生ずる。

第十條 事務総長は、國際連合のすべての加盟国及び事務総長が条約の原本を送付した非加盟国に於ても、第九條に於ける廃棄を通報し得られらるる旨の、

この条約の第一項に基いてこれを宣言に於けるが、第一條第三項は、適用せらるる。

(三)

人身売買及び売春により利益を得る行為

の禁止に關する条約 (後務局刑事課版訳)
(日本は加入してない)

一九四九年十二月二日に國際連合會に於て承認された

國際連合會は左記条約を採択し、國際連合加盟諸国並に國際連合の相当機関にお

いて参加を招請せらるることあるべき非國際連合加盟国が本条約に参加せんことを提議す

る。

昭和二十四年十二月二日

第二六四四國際連合會において

添付書類二

条約本文

前文

死傷及び疾病の目的を人身を売買する附随的施設から、同の尊厳及び価値に反し、且つ個人、家族及び社会の福祉を危うくするが故に

婦人及び児童の人身売買禁止に關して

一 明治三十三年五月十八日の議定書に於けるための婦人の売買取締に關する國際協定、（昭和二十三年十二月三日國際連合會採択の議定書により修正）

二 明治四十二年五月四日の議定書に於けるための婦人の人身売買禁止に關する國際協定、（可決議定書により修正）

三 大正十一年九月三十日婦人及び児童の売買禁止に關する國際協定、（昭和二十三年十月二十日、國際連合會採択の議定書により修正）

四 昭和八年十月十一日の成年婦女子児童の禁止のための國際協定、（前記議定書により修正）

等の國際手段が現に講じられてゐるが故に

昭和十二年、國際連盟において前記諸國際手段の範圍を拡張する條約案が準備され、そこにある故に、

昭和十二年以来の情勢の進展は、前記諸手段を強化する一條約の締結を可能とし、且つ、昭和十三年條約案及びその望ましい改正を具體化することを可能ならしめるが故に、

條約當事國は、ここに以下の規定するところと同意する、

第一條 この條約の締約國は、何人もあつても、他人の情慾を満足せしめるために、

人、人を死傷の目的を、その本人の承諾を得る場合をも、誘引し、誘引し、又は運搬する、

人、本人の承諾を得る場合でも人の死傷により利益を得る行為をなす者を処罰することと同意する、

第二條 この條約の締約國は、更に

人、死傷留置点無し、管理し又は情慾を知つた資金を提示ししくは提議に参加し、他の者の死傷の目的のために、荷物を知つて、運搬物又はその他の場所若しくは、これらの一部を賣却し又は提供し、

を處せ処罰することと同意する、

第三條 國內法の許可範圍において、第一條及び第二條に掲げを罪の未遂行為並に、若し、締約國も又処罰しなければならぬ、

第四條 國內法の許可範圍において、第一條及び第二條に掲げを行為に、故意に加功するものもまた処罰しなければならぬ、

國內法の許可範圍において、加功行為を処罰する必要を認めるときは何時でも別箇の罪として取り扱はなければならぬ、

第五條 國內法によれば、被害者が本條約に掲げを各罪に關する訴訟手續の當事者たり得る場合は、外國人にも本國人と同じ條件の下に、同様の権利を付与しなければならぬ、

第六條 この條約の各締約國は、且つ、又は再出のため、死傷に從事し、又は從事して

いる限のある者を特別に懲罰せしめ、又は特別の懲罰を適用せしめ、若しくはその他何らかの特殊の処置を要するものとする現行の法律、規則又は行政規定と無効としめ、又は廃止するに必要の措置を講ずることに同意する。

第七條 この条約に掲げられた罪については、外国において、かつ有罪の判決をうけた事件は、国内法の許す範囲で、

人、常習犯罪者の成立
又、この種犯罪者から市民権の行使権の付く等
等の目的の下に懲罰をせなければならぬ。

第八條 この条約の第一条及び第二条に掲げられた罪は、この条約の締約国の何れかの国に締結され、又は締結されることのあるべき犯罪人引渡条約における犯人の引立を要する犯罪とみなさなければならぬ。

現行の条約によつて、条件附引渡を行つてゐる本条約の締約国は、今後、この条約の第一条又は第二条に掲げられた罪を各該国間における引渡を要する犯罪として承認しなければならぬ。

犯人引渡は、引渡の要求を受けた国の法律に依つて承諾されなければならぬ。

第九條 自国民の引渡を法律上、許されるい國にあつては、その国民が外国においてこの条約の第一条又は第二条の罪を犯した後、自國に歸つた場合、この者を訴追し、その國の裁判所において処罰せなければならぬ。

この条約締約国における同種事件において、外國人の引渡を承諾せざるい場合は、

前項の規定を適用しない。

第一〇條 第九條の規定は、起訴された者か外國において裁判をうけ、その刑の執行を終り又はその外國の法律によつて刑を免除せしむる堅固な理由があるときは、適用されない。

第一一條 この条約のいかなる規定も、國際法の下における刑事裁判権の限界に對する一様問題に對する締約國の態度を決定するものとして解釈してはならぬ。

第一二條 この条約は、それが犯罪とされる行為は、各該國の法律に從つて定義され訴追され、且つ、罰せられるものとする原則に消滅せざるものではない。

第一三條 この条約の締約國は、この条約に掲げられた罪に對する請求状を國內法及び刑事手続に從ひ執行する責を負う。

請求状の形式は左記の場合、有効とする。

一 司法當局間の直接通信

二 兩國司法省間の直接通信又は請求國の主管當局から被請求國の司法省に對する直接通信

三 被請求國駐在の請求國外交官しくは領事代表を經由

右外交代表等は、直接主管司法當局又は被請求國政府の指定する當局に請求状を

送付し、これらの當局から直接、請求状の執行に關する文書を受領することとする。

前項第一号及び第三号の場合には、常に請求状の写の一通を請求された國の上級裁判所に送付しなければならぬ。

特に同意のあり限り、請求は締結国の同意によるものとする。但し、締結国は請求国に対し何等の自衛的行動を真正に必要とするに非ざる限り、この条約の締結国は他の締結国に対し、前記のうちに、保護を受けるものの一つとして以上を通告し得るものとする。その国の履行手段と有効とする。石通信のされるまでは、請求の保護については、その国の履行手段と有効とする。

請求の執行に當つて、その請求は費用に關しては、鑑定人に対する費用を除く外、かかる種類のものに對しては、請求の請求するものは、得ない。

本条の規定は、この条約の締結国に對し、各その国内法に反して証拠の形式又は方法と異なる義務を負わねばならないと解釈してはならない。

第一四條 この条約の締結国は、この条約に關する捜査の調整及び調査の結果を中央に集中せしめるための機関を設立し、これを維持し得るものとする。

この前項の機関は、この条約に關する捜査の予防及び処罰を効果ある一切の情報と收集し、且つ、他の締結国の相当機関と緊密な連絡を保持し得るものとする。

第一五條 国内法の許す限り、且つ、前第一四條に關する機関として、担当各局が望ましいものとして判断する限りにおいて、石担当当局は、他の締結国の相当機関に對し、この条約に關する捜査又はかかる罪を犯すものと企圖し、その事件の詳細を、この条約に關する捜査に關し行われ、捜査、野盜、暴行、石罪刑次並にかかるとる罪により再犯とこれを若の入国拒否又は国外追放、かかる者の動向及びその地にかかる

者について有用な情報も提供し得るものとする。

前項により提供される情報は、犯人の人物、指紋、写真、犯罪の手口、警察の記録及び判決記録を含むものとする。

第十六條 この条約の締結国は、犯罪の防止及び被害者の救済、若しくはこの条約に關する捜査の促進並びに社会の調整のための措置を講じ、又は公衆の教育、保護、社会の善行及び他の関係機関を通じて、かかる措置が講じられるよう奨励することとする。

第十七條 この条約の締結国は、出、入に關し、この条約に基き、義務条件として要求されるものとすることに從ひ、犯罪目的による男女両性の人身売買につき取締りを行う措置を執り、且つ、維持し得るものとする。

第十八條 締結国は、
人 本人圖書、特に婦人、兒童を對照地、出、入地、旅行途中の何れにおいて保護するもの必要を規則を設け、
一 旅の前後の人身売買の危険を警告するため、適當な取扱措置を講じ、
二 死者の目的の國際人身売買を防止するため、鉄道、停車場、空港、海港及び旅行途中その他の場所における監視のために適當な措置を講じ、
三 主管機關がかかる人身売買の主犯及び共犯又は被害者として外見上認められる者の到着に適當な措置を講じられるよう適當な措置を講じ、

四 主管機關がかかる人身売買の主犯及び共犯又は被害者として外見上認められる者の到着に適當な措置を講じられるよう適當な措置を講じ、

なければならぬ

第十八条 この条約の締約国は外国人である居留者の身分及びその命を助けること、且つ何人かその者をしてその本国から連れしめたるを容認するに、国内法の条件に従いその者から陳述を聴かなければならぬ

この陳述によつて得る情報は、それらの者を終局的に送還するため、本國の当局に通報することとする

第十九条 この条約の締約国は、国内法の条件に従い、また憲法行為に対する新造の地の処分は妨げと有らぬ限り、且つ可能な限りにおいて

人種同様の困難に身先賣の命懸け者者に対する送還措置が完了するまでの間、これらの方を一時的に保護、扶養するに、適當な規定を設けなければならぬ

又、第十八条に掲げたる者、自ら送還されることを希望し、それらの者を主管理する執行機関から請求され、又は法律に従い、送還を命ぜられた者を送還しなければならぬ

この送還は、その目的地たる國との間に、送還されるべき者の身分、国籍並に到着地及び国籍に到着する月日等につき同意がなければ執行することとあるもの、この条約の各締約國は、かかる者の自國領土内通過につき便宜を与えることとする

前項に掲げたる者、自ら送還費用を弁済せざる、且つ、他に代つて弁済し得べき執照者、親戚、保護者等の何れもなければ、最近の四箇國、東亞港又は本國の行政官に至るまでの費用を、それらの者の滞在する國において負担し、その後の諸

分の旅費はそれらの者の属する本國において負担することとする

第二十条 この条約の締約國は、もし今までにその措置をとなつていなければ、其取寄、特に婦人、児童が被害の危険にさらされるのを防止するに、職業紹介機関を監督するを、めい、必要の措置を講じなければならぬ

第二十一条 この条約の締約國は、本条約の目的に關係ある既存の法令を國際連合事務局長に通報することとし、今後、毎年公布せらるべき法令其外にこの条約の適用に關し、執つて一切の措置を通報しなければならぬ

事務局長は、右によりて得た情報を定期的に公開し、且つ、全國聯盟會加盟國及び第二三条によりこの条約を正式に承認した非加盟國に送付する

第二十二条 この条約の解決につき締約國の間と何らかの紛争が生じ、且つ、これが地の手段で解決されないと認め、この紛争は、該争國の何れか一方の請求によつて、これを國際司法裁判所に付託し得ればならぬ

第二十三条 この条約は、國際連合加盟國及び經濟、社会委員会から協議を促せられ、その他の國による署名のために開放されるものとする

この条約は批准されるものとシ、批准書は國際連合事務局長に寄託しなければならぬ

第一項に掲げたるこの条約に調印した國は、この条約に加入することとあるもの、加入は、加入書と國際連合事務局長に寄託することによつて効力を生ずる

この条約の締約を目的に、一國以上は、該國又は加入國の全權代表者

統治領及びその國が國際的に責任を負ふべきの領土を意味す。

第二四條 この条約は、第二番目の批准書又は加入書の寄託があつた日から九十日の後、
に効力を生ずる。

この条約は、第二番目の批准書寄託があつた後、本条約を批准し又は本条約に加入
する國に對しては、本条約は、それらの國が批准書又は加入書を寄託した日からの十
日の後に効力を生ずる。

第二五條 この条約発効後、五年を過した後は、本条約の締約國は、國際連合事務總長
に於て大體通告によつてこの条約の廢棄を宣言することを得る。

この廢棄は、國際連合事務總長が廢棄通告を發し、その日から一年後に廢棄を通告し
て國に對して効力を生ずる。

第二六條 國際連合事務總長は、全國聯盟合加盟國及び第二三條に掲げたる非加盟國に對
し、

(イ) 第二三條により受領して、調印、批准及び加入、

(ロ) 第二四條による本条約発効の日、

(ハ) 第二五條により受領して廢棄通告

を通知しなければならない。

第二七條 この条約の締約國は、各々の憲法に從ひ、或は又はその他のこの条約の適用を
確保するものと必要とする措置を講じなければならない。

第二八條 この条約の本文第二三條第一号及び第二四條に掲げた國際手段の各条項は、この条
約の締約國の關係において、本条約の規定によつて置き換へられるものとす。且つ

前記各國際手段の各締約國が、この条約の締約國となつたときは、前記各國際手
段の條約に於てのものとみなされなければならない。

最終議定書

この条約のいかなる規定も、人身販賣及び児童目的のために他の者を置く行為
の禁止を確保するため、この条約の規定するところにより嚴重な条件を科す立
法を妨げるものと見られてはならない。

この条約の第二三條及び第二六條の規定は、本議定書にも準用する。

註 おののうちこの条約は、我が國が加入してゐるものであり、(イ)の条約について
は、最近國際連合から加入の勧告を受け、あるものである。(ロ)の条約は最近日
本政府に送付されたもので、まだ我が國は加入してゐない。

(3) 売いん者の年令

年令 項目	総数	16以下	17~18	19~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41以上
人数	40,974	210	3,662	12,449	16,296	5,492	1,558	764	353
%	100	0.5	8.9	30.4	39.7	13.4	3.8	2.4	0.9

(4) 売いんの取業

取業 項目	総数	無取	有取	被扶養
人数	40,974	36,660	4,314	237
%	100	89.5	10.4	0.6

(5) 売いん者の学丁

学丁 項目	総数	小卒以下	中卒以下	高卒以下	大卒以下
人数	40,974	23,834	14,630	5,374	136
%	100	58.2	35.7	13.1	0.3

(附 録) 売春に関する統計

人 年次別の全国売いん関係検挙数

項目	1948年	1949年	1950年	1951年
売いん検挙人員	45,245	56,680	52,070	40,974
売いんのあつせん取 得せし者	663	1,042	1,528	2,485
売いんの場所を提供 した者	605	1,151	1,743	2,080
件数	735	1,046	1,629	960
人数	471	1,167	1,756	797

国家地方警察本部刑部調査統計課編

2 全国売いん検挙状況(1951年1月~12月)

(1) 検挙の概要

項目	検挙人数	検挙回数	検挙場所
		初犯 再犯以上	都区内 都外その他
人数	40,974	16,407 24,567	20,332 20,642
%	100	40.0 60.0	49.6 50.4

(2) 検察診断状況

項目	総数	検診せしむるもの	検診せしむるもの
		小計 罹病 非罹病	ないもの
人数	40,974	37,452 2,783 29,669	3,522
%	100	91.4 19.0 72.4	8.6

3. 都道府県別の地方条例による売れん検挙数（1952年）

都道府県	項目	換算片数		換算人当		地方条例のある地域
		1月	2月	1月	2月	
北海道	道庁管内	23	27	24	27	札幌市、函館市、小樽市、千歳市、大正市
	支庁管内	2	5	2	5	
山形県	山形市					
	山形県管内	4	3	4	3	
福島県	福島市	42	61	42	67	大宮市、御宿町、大和町
	福島県管内	524	792	524	792	横安市、横須賀市
茨城県	水戸市	102	179	102	205	
	茨城県管内	1	2	2	3	
栃木県	宇都宮市					宇都宮市、宇都宮市、宇都宮市
	栃木県管内	2		2		
群馬県	前橋市					前橋市、前橋市、前橋市
	群馬県管内	2		2		
埼玉県	さいたま市	41	94	61	94	大田市、大田市、大田市
	埼玉県管内	24	36	24	36	
千葉県	千葉市					千葉市、千葉市、千葉市
	千葉県管内	14		16		
東京都	東京都管内					東京都管内、東京都管内、東京都管内
	東京都管内	46	86	73	103	
神奈川県	横浜市中区	34	79	34	79	横浜市中区、横浜市中区、横浜市中区
	神奈川県管内	906	1401	915	1425	

備考 〇印は関係のある県

国家地方警察本部統計調査課

(6) 売れん者の家庭状況

項目	人数	家族と同居	単独に同居及び 之に準ずるもの	一人の住居無
人数	49974	9255	26964	2755
%	100	22.6	70.7	6.7

(7) 売れん仲介状況

性別予防法27条違反検挙数		物令第7号(1947年)違反検挙数	
売れんのあつせ ん取付をしたもの	売れんの場所を 提供したものの	件数	人数
2445人	2080人	960件	777人

国家地方警察本部統計調査課

註 国警及び自警を検挙したものの総合計数である。

1952年6月27日印刷

1952年6月28日発行

編集者 東京都千代田区大手町1の2

発行人 労働婦人少年局

印刷人 中村国平

印刷所 竹生社